

**広島県避難情報等の発令・伝達マニュアル作成
ガイドライン**



**令和4年11月改定
広島県**

目次

1	ガイドラインの目的	1
2	ガイドラインの対象	3
3	避難行動とは	3
3.1	避難行動の目的	3
3.2	避難行動の分類（立退き避難、屋内安全確保、緊急安全確保）	4
3.2.(1)	立退き避難	4
3.2.(2)	屋内安全確保	4
3.2.(3)	緊急安全確保	5
3.3	「立退き避難」が必須な災害の事象	8
4	住民等の行動を促す避難情報等	9
4.1	高齢者等避難	9
4.2	避難指示	10
4.3	緊急安全確保	11
4.4	避難情報等と居住者がとるべき行動（警戒レベルの詳細）	13
4.5	避難情報の発令や自主的な避難に資する防災気象情報	15
4.6	警戒レベルの警戒レベル相当情報の一覧	15
5	自然災害の発生が想定される際の防災体制	17
6	避難情報の発令基準の設定手順	19
6.1	避難情報を発令する対象災害の確認	19
6.2	避難情報の発令対象区域の設定（絞り込み）	20
6.3	避難情報の発令基準の設定（発令タイミングの設定）	22
6.4	避難情報の発令対象区域の設定（災害別）	24
6.4.(1)	洪水等	24
6.4.(2)	土砂災害	24
6.4.(3)	高潮	25
6.4.(4)	津波	27
7	災害ごとの発令基準の設定	28
7.1	洪水等	28
7.1.(1)	「洪水予報河川」に係る避難指示等の発令基準	28

7. 1. (2)	「水位周知河川」に係る避難指示等の発令基準	33
7. 1. (3)	「その他河川」に係る避難指示等の発令基準	38
7. 1. (4)	避難指示等の解除	44
7. 2	土砂災害	45
7. 2. (1)	「土砂災害」に係る避難指示等の発令基準	45
7. 2. (2)	避難指示等の解除	49
7. 3	高潮	49
7. 3. (1)	「高潮」に係る避難指示等の発令基準	49
7. 3. (2)	避難指示等の解除	52
7. 4	津波	53
7. 4. (1)	避難指示の発令基準	53
7. 4. (2)	避難指示の解除	53
7. 5	複数の災害を考慮すべき地域	54
8	情報の入手・分析	56
8. 1	関係機関の協力・助言	56
8. 1. (1)	発令基準の設定における協力・助言	56
8. 1. (2)	発令時における協力・助言	57
8. 2	情報の入手（リアルタイムで入手できる防災気象情報等）	57
8. 3	情報の分析	57
9	情報伝達の方法等	57
9. 1	避難情報の伝達方法	57
9. 2	要配慮者利用施設等や要配慮者への情報の伝達	58
9. 2. (1)	要配慮者利用施設等への情報の伝達	59
9. 2. (2)	要配慮者への情報の伝達	59
9. 3	県・関係機関への伝達	60
9. 3. (1)	県	60
9. 3. (2)	関係機関	60
9. 4	避難情報等の伝達	60
9. 5	平時からの情報提供	61
9. 6	学校における防災教育・避難訓練	61
9. 7	居住者・施設管理者等が避難行動をあらかじめ認識するための取組	61
10	要配慮者等の避難	62
10. 1	要配慮者利用施設等における避難計画に基づく避難の実効性の確保	62
10. 2	在宅の要配慮者の避難の実効性の確保	63

1 ガイドラインの目的

- 市町長は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）（以下「災対法」という。）第 60 条の規定による適切な避難指示等の発令など、当該市町の住民の生命、身体を災害から保護する責務を有している。そのため、市町長は、災害時の避難指示等の発令・伝達に関し、どのような状況において、どの地区の住民に対して避難指示等を発令すべきか等の発令基準について取りまとめたマニュアルを整備し、マニュアルに基づく訓練の実施、手順等の検証、職員の習熟度向上などを図るとともに、情報伝達手段の確保、防災体制を整備するなど自然災害に備える必要がある。

また、市町は、居住者等が適切な避難行動をとることができるように平時から防災知識の普及を図るとともに、災害時には居住者等の主体的な避難行動を支援する情報の提供を行う必要がある。

- 各市町におかれては、避難情報に関するガイドライン（内閣府）（以下「国のガイドライン」という。）等の内容を基本としつつ、広島県避難情報等の発令・伝達マニュアル作成ガイドライン（以下「県のガイドライン」という。）も参考として、随時、マニュアルの見直しを行い、防災対策の更なる強化に努めていただきたい。

[改定の経緯]

- 平成 26 年 6 月改定

平成 17 年に策定された国のガイドラインが、平成 26 年 4 月に改定され、「広島県避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」（平成 21 年 8 月策定）を同年 6 月に改定した。

- 平成 28 年 4 月改定

平成 26 年 8 月の広島市での土砂災害の発生等を受け、平成 27 年 4 月に国（国土交通省）の「土砂災害警戒避難ガイドライン」が改定され、同年 6 月には、中央防災会議の防災対策実行会議の下に設置された「総合的な土砂災害対策検討ワーキンググループ」の報告書が公表された。

あわせて、多発する浸水被害に対応するため、水防法（昭和 24 年法律第 193 号）が、平成 27 年 5 月に改正された。

これらの経緯を踏まえ、国のガイドラインが、平成 27 年 8 月に一部改正され、県のガイドラインを平成 28 年 4 月に改正した。

- 平成 29 年 9 月改定

平成 27 年 9 月の関東・東北豪雨災害を受けて、中央防災会議の防災対策実行会議の下に設置された「水害時の避難・応急対策検討ワーキンググループ」の報告書（平成 28 年 3 月公表）と、平成 28 年台風第 10 号による水害を受けて、国（内閣府）が設置

した「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドラインに関する検討会」の報告書（平成28年12月公表）を踏まえ、国のガイドラインが、平成29年1月一部改正されたことを受けて、平成29年4月に県のガイドラインを改正した。その後、平成29年7月に気象庁から新たな防災気象情報の提供が開始されたことを踏まえ、県のガイドラインを平成29年9月に改正した。

○ 平成30年12月改定

平成30年7月豪雨の災害を踏まえ、平成30年12月に県のガイドラインを改正した。

○ 令和元年5月改定

中央防災会議の防災対策実行会議のもとに設置された「平成30年7月豪雨による水害・土砂災害からの避難に関するワーキンググループ」の報告書（平成30年12月公表）を踏まえ、平成31年3月に国のガイドラインが改正され、警戒レベル等が導入され、県のガイドラインを令和元年5月に改正した。

○ 令和3年5月

令和3年5月、国は、災対法を改正し、警戒レベル4の避難勧告と避難指示については「避難指示」に一本化し、これまでの避難勧告のタイミングで避難指示を発令することとするとともに、警戒レベル5を「緊急安全確保」とし、災害が発生・切迫し指定緊急避難場所等への立退き避難がかえって危険であると考えられる場合に直ちに安全確保を促すことができることとするなど、避難情報を改善した。これらの法改正趣旨等を踏まえた上で、県のガイドラインを令和3年5月に改定した。

○ 令和4年6月

令和4年6月、国が気象庁や国土交通省の防災気象情報の一部改善を踏まえ、令和4年6月に国のガイドラインを更新し、これに合わせて県のガイドラインを令和4年6月に改定した。

○ 令和4年11月

令和4年9月、国が気象庁の運用改善を踏まえ、国のガイドラインを一部更新。また、令和4年11月、広島県土砂災害危険度情報システムにおいて大雨特別警報基準が追加（黒メッシュ機能の追加）されたことを踏まえ、県のガイドラインを令和4年11月に改定した。

【参考：災害対策基本法】

（市町村長の警報の伝達及び警告）

第五十六条 市町村長は、法令の規定により災害に関する予報若しくは警報の通知を受けたとき、自ら災害に関する予報若しくは警報を知ったとき、法令の規定により自ら災害に関する

警報をしたとき、又は前条の通知を受けたときは、地域防災計画の定めるところにより、当該予報若しくは警報又は通知に係る事項を関係機関及び住民その他関係のある公私の団体に伝達しなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、市町村長は、住民その他関係のある公私の団体に対し、予想される災害の事態及びこれに対してとるべき避難のための立退きの準備その他の措置について、必要な通知又は警告をすることができる。

- 2 市町村長は、前項の規定により必要な通知又は警告をするに当たっては、要配慮者に対して、その円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう必要な情報の提供その他の必要な配慮をするものとする。

(市町村長の避難の指示等)

第六十条 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、市町村長は、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、避難のための立退きを指示することができる。

- 2 前項の規定により避難のための立退きを指示する場合において、必要があると認めるときは、市町村長は、その立退き先として指定緊急避難場所その他の避難場所を指示することができる。

- 3 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、避難のための立退きを行うことによりかえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあり、かつ、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、市町村長は、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での退避その他の緊急に安全を確保するための措置（以下「緊急安全確保措置」という。）を指示することができる。

2 ガイドラインの対象

このガイドラインは、自然災害のうち、人的被害が発生するような洪水及び雨水出水（内水）（以下「洪水等」という。）、土砂災害、高潮、津波を対象とする。

3 避難行動とは

3.1 避難行動の目的

「避難行動」は、数分から数時間後に起こるかもしれない自然災害から「生命又は身体を保護するための行動」である。

ただし、災害から命を確実に守るためには、自身が「自らの命は自らが守る。」という認識のもとに、避難経路が危険な状況となる前の早めの指定緊急避難場所や安全な親戚・知人宅等への「立退き避難」が大前提である。

3.2 避難行動の分類（立退き避難、屋内安全確保、緊急安全確保）

3.2.(1) 立退き避難

内 容
<p>ハザードマップ等に掲載されている洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域、土砂災害警戒区域等、高潮浸水想定区域、津波浸水想定や、そのような区域に指定されていない又はハザードマップ等に掲載されていないものの災害リスクがあると考えられる地域（中小河川沿い、局所的な低地、山裾等）（以下、「災害リスクのある区域等」とする。）の居住者等が、自宅・施設等においては命が脅かされるおそれがあることからその場を離れ、災害リスクのある区域等の外側等、対象とする災害に対し安全な場所へ移動することが「立退き避難」であり、「立退き避難」が避難行動の基本である。なお、「立退き避難」は「水平避難」と呼称される場合もある。</p>
避 難 先 例
<p>1) 指定緊急避難場所 災害の危険から身の安全を確保するために避難する場所として、あらかじめ市町が指定した施設・場所。小中学校、公民館、高台・津波避難ビル・津波避難タワー等</p> <p>2) 安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等の自主的な避難先 これらが存する場所や避難経路が安全であることをハザードマップ等であらかじめ確認するとともに、遠方にある場合は早めに避難する。</p>
当該行動が関係する災害
洪水等、土砂災害、高潮、津波
当該行動をとるタイミング
警戒レベル3 高齢者等避難、警戒レベル4 避難指示の発令時 ただし、津波が発生・切迫した状況で市町長から発令される避難情報は「避難指示」である。
当該行動に関する注意事項
当該行動は、リードタイム*を確保できる場合にとるべき避難行動である。

※リードタイムとは、指定緊急避難場所等への立退き避難に要する時間のこと。リードタイムを確保可能であれば、災害が発生する前までに指定緊急避難場所等への立退き避難を安全に完了することが期待できる。

3.2.(2) 屋内安全確保

内 容
<p>災害から身の安全を確保するためには、災害リスクのある区域等からの「立退き避難」が最も望ましいが、洪水等及び高潮に対しては、住宅構造の高層化や浸水想定（浸水深、浸水継続時間等）が明らかになってきていること等から、災害リスクのある区域等に存する自宅・施設等であっても、ハザードマップ等で自ら自宅・施設等の浸水想定等を確認し、上階への移動や高層階に留ま</p>

ること（待避）等により、計画的に身の安全を確保することが可能な場合がある。この行動が「屋内安全確保」であり、居住者等が自らの判断でとり得る行動である。

ただし、自宅・施設等自体は災害リスクのある区域等にあり浸水するおそれがあるため、「屋内安全確保」を行うためには少なくとも以下の条件が満たされている必要があり、居住者等が自ら確認・判断する必要がある。

- 自宅、施設等が家屋倒壊等氾濫想定区域^{*1}に存していないこと
- 自宅、施設等に浸水しない居室があること
- 自宅、施設等が一定期間浸水することにより生じる可能性がある支障^{*2}を許容できること

※1 家屋の倒壊・流失をもたらすような堤防決壊に伴う激しい氾濫流や河岸侵食が発生することが想定される区域。なお、この区域に指定されていなくても、一般に河川や堤防に面した場所に自宅・施設等が存していると、災害リスクは高い。

※2 支障の例：水、食糧、薬等の確保が困難になるおそれ
電気、ガス、水道、トイレ等の使用ができなくなるおそれ

当該行動例

- 1) 自宅・施設等の浸水しない上階への移動（垂直避難と呼称されることもある）
- 2) 自宅・施設等の浸水しない上層階に留まる（待避）

当該行動が関係する災害

洪水等、高潮

なお、土砂災害及び津波については、自宅・施設等が外力により倒壊するおそれがあるため、立退き避難が推奨されている。

当該行動をとるタイミング

警戒レベル3 高齢者等避難、警戒レベル4 避難指示の発令時

なお、上階への移動は一般に立退き避難より短時間で行うことができるが、急激な水位上昇による居室の浸水に備え、立退き避難と同じ警戒レベル3 高齢者等避難や警戒レベル4 避難指示が発令されたタイミングで避難することが望ましく、また、発令されていなくても就寝はあらかじめ安全な上階ですべきである。なお、居室が浸水すると、家具が倒れたり水圧で扉が開かないなどして居室から身動きが取れなくなり、垂直避難ができなくなる場合もあることに留意が必要である。

当該行動に関する注意事項

当該行動は、リードタイムを確保できる場合にとり得る避難行動である。

3.2.(3) 緊急安全確保

内 容

「立退き避難」を行う必要がある居住者等が、適切なタイミングで避難をしなかった又は急激に災害が切迫する等して避難することができなかった等によ

り避難し遅れたために、災害が発生・切迫（切迫とは、災害が発生直前、又は未確認だが既に発生している蓋然性が高い状況）し、指定緊急避難場所等への立退き「避難を安全にできない可能性がある状況」※に至ってしまったと考えられる場合に、そのような立退き避難から行動を変容し、命の危険から身の安全を可能な限り確保するため、その時点でいる場所よりも相対的に安全である場所へ直ちに移動等することが「緊急安全確保」である。

ただし、本行動は、災害が既に発生・切迫している状況において避難し遅れた居住者等がとる次善の行動であるため、本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。例えば、移動した上階まで浸水したり、崖から離れた部屋まで土石流が流れ込むことがありえ、また、近隣に相対的に安全な建物があるとは限らない。また、災害が発生・切迫している状況下で市町長から警戒レベル5緊急安全確保が発令されるとは限らない。さらに、住居の構造・立地、周囲の状況等が個々に異なるため、緊急時においては、市町は可能な範囲で具体的な行動例を示しつつも、最終的には居住者等自らの判断に委ねざるを得ない。

このため、市町は居住者等への避難情報の周知・普及啓発の際、当該行動をとるような状況は極めて危険で回避すべきものであり、このような状況に至る前の警戒レベル3高齢者等避難や警戒レベル4避難指示が発令されたタイミングで避難する必要があることを強調する必要がある。

※「避難を安全にできない可能性がある状況」の例は以下のとおり

（災害発生後）

- 河川が氾濫し、自宅・施設等や避難経路が大規模に浸水している状況
- 避難経路で土砂災害が発生し、通行不可能な状況

（災害発生直前）

- 立退き避難中に河川が氾濫し、氾濫水により被災するおそれ
- 立退き避難中に避難経路で土砂災害が発生し被災するおそれ
- 大雨・夜間の移動は視界が限られ、また、水路・下水道等が氾濫していれば路面が見えにくくなるため、道路の側溝や蓋が外れたマンホール等に落下するおそれ
- 暴風による飛散物により被災するおそれ
- 立退き避難中にアンダーパス等の浸水箇所に車で侵入し、立ち往生するおそれ

当 該 行 動 例

- 1) 洪水等、高潮及び津波のリスクがある区域等においては、自宅・施設等の少しでも浸水しにくい高い場所に緊急的に移動したり、近隣の相対的に高く堅牢な建物等に緊急的に移動する。
- 2) 土砂災害のリスクがある区域等においては、自宅・施設等の崖から少しでも離れた部屋で待避したり、近隣の堅牢な建物に緊急的に移動する。

当該行動が関係する災害

洪水等、土砂災害、高潮、津波
当該行動をとるタイミング
警戒レベル5 緊急安全確保 ただし、津波が発生・切迫した状況で市町長が発令する避難情報は「避難指示」である。
当該行動に関する注意事項
当該行動は、リードタイムを確保できない場合にとらざるを得ない避難行動である。

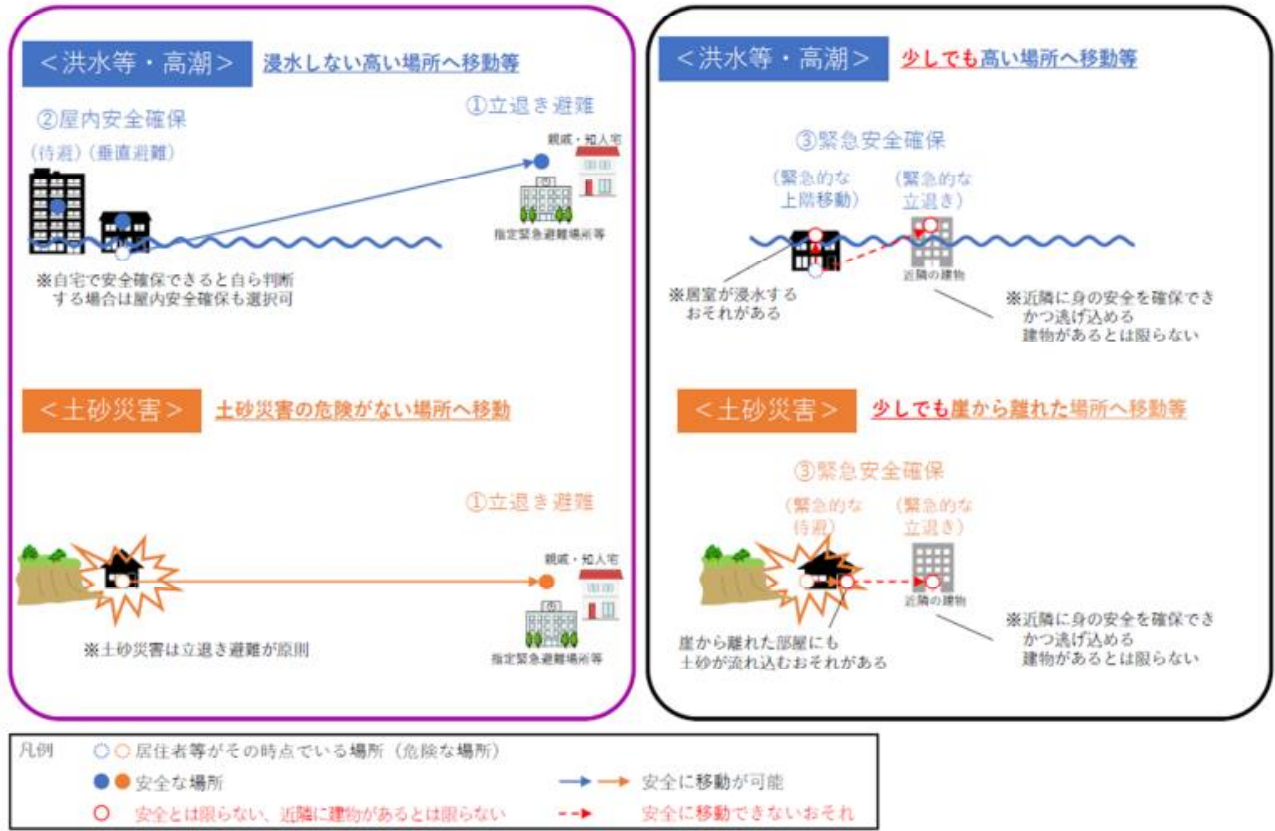
避難行動の整理表

避難行動	避難先	(詳細)	居住者等があらかじめ確認・準備すべきことの例	リードタイム※1の確保の有無	当該行動をとる避難情報	当該行動が関係する災害種別
緊急安全確保	・安全とは限らない 自宅・施設等 ・近隣の建物 (適切な建物が近隣にあるとは限らない)	・上階への移動 ・上層階に留まる ・崖から離れた部屋に移動 ・近隣に高く堅牢な建物があり、かつ自宅・施設等よりも相対的に安全だと自ら判断する場合に移動 等	・急激に災害が切迫し発生した場合に備え、自宅・施設等及び近隣でとりうる直ちに身の安全を確保するための行動を確認	リードタイムを確保できないと考えられる時にとらざるを得ない行動	警戒レベル5 緊急安全確保 (※津波は避難指示のみ発令)	洪水等 土砂災害 高潮 津波
~~~~~ 警戒レベル4までに必ず避難 ~~~~~						
立退き避難	安全な場所	・指定緊急避難場所 (小中学校・公民館・高台・津波避難ビル・津波避難タワー等) ・安全な自主避難先 (親戚・知人宅、ホテル、旅館等) 等	・避難経路が安全かを確認 ・自主避難先が安全かを確認 ・避難先への持参品を確認 ・地区防災計画や個別計画等の作成・確認 等	リードタイムを確保可能な時にとるべき行動  (※津波は突発的に発生するため、リードタイムの確保の可否不明)	警戒レベル3 高齢者等避難  警戒レベル4 避難指示  (※津波は避難指示のみ発令)	洪水等 土砂災害 高潮 津波
屋内安全確保	安全な自宅・施設等	・安全な上階へ移動 ・安全な上層階に留まる 等	・ハザードマップ等で家屋倒壊汎濫想定区域、浸水深、浸水継続時間等を確認し、自宅・施設等で身の安全を確保でき、かつ、浸水による支障※2を容認できるかを確認 ・孤立に備え備蓄等を準備 等	リードタイムを確保可能な時にとるべき行動	警戒レベル3 高齢者等避難  警戒レベル4 避難指示	洪水等 高潮

※1 リードタイムとは、指定緊急避難場所等への立退き避難に要する時間のこと。リードタイムを確保可能であれば、災害が発生する前までに指定緊急避難場所等への立退き避難を安全に完了することが期待できる。

※2 支障の例：水、食料、薬等の確保が困難になるおそれ、電気、ガス、水道、トイレ等の使用ができなくなるおそれ

## 避難行動のイメージ図



### 3.3 「立退き避難」が必須な災害の事象

災害種別ごとに「命を脅かす危険性」がある主な事象は、次のとおり。  
これらの事象に対しては、「立退き避難」が必須となる。

災害種別	「立退き避難」が必須な事象
洪水等	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 河川が氾濫した場合に、氾濫流が家屋流失をもたらすおそれがある場合</li> <li>● 山間部等の流速が速いところで、河岸侵食や氾濫流により、家屋流失をもたらすおそれがある場合</li> <li>● 氾濫による浸水深が深く、居室が浸水するおそれがある場合</li> <li>● 地下施設・空間のうち、その利用形態と浸水想定から、その居住者・利用者に命の危険が及ぶおそれがある場合 <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 住宅地下室、地下街、地下鉄等、道路のアンダーパス部の車両通行、地下工事等の一時的な地下への立ち入り等にも留意が必要。</li> </ul> </li> <li>● ゼロメートル地帯のように、浸水が長期間継続するおそれがある場合</li> </ul>
土砂災害	<p>土砂災害は突発的に発生することが多く、発生してから避難することは困難であるとともに、木造住宅を流出・全壊させるほどの破壊力を有しており、屋内での身の安全を確保することができるとは限らないため、土砂災害警戒区域等の居住者等の避難行動は「立退き避難」が基本であることから、土砂災害については、「立退き避難」の事象を示さないこととする。</p>

	<p>なお、市町からの「警戒レベル3 高齢者等避難」や「警戒レベル4 避難指示」の発令によって、指定緊急避難場所又は安全な親戚・知人宅等への「立退き避難」を行う必要がある。</p>
高潮	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 高潮時の越波や浸水により、家屋の流失をもたらすおそれがある場合</li> <li>● 浸水深が深く、居室が浸水するおそれがある場合</li> <li>● 地下施設・空間のうち、その利用形態と浸水想定から、その居住者・利用者に命の危険が及ぶおそれがある場合 <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 住宅地下室、地下街、地下鉄等、道路のアンダーパス部の車両通行、地下工事等の一時的な地下への立ち入り等にも留意が必要。</li> </ul> </li> <li>● ゼロメートル地帯のように、浸水が長期間継続するおそれがある場合</li> </ul>
津波	<p>津波浸水想定 of 居住者等の避難行動は「立退き避難」が基本であることから、津波については、「立退き避難」の事象を示さないこととする。</p> <p>なお、津波は突発的に発生することから、津波浸水想定等の居住者等は、地震に伴う強い揺れ又は長時間ゆっくりとした揺れを感じた場合、気象庁の津波警報等の発表や市町の避難指示の発令を待たずに、指定緊急避難場所等に限らず、可能な限り高い安全な場所への「立退き避難」を直ちに行う必要がある。</p>

なお、災害が発生した場合や災害の発生が切迫しており、指定緊急避難場所等への移動がかえって命に危険を及ぼしかねない場合、既に立退き避難することができない場合等における避難行動としては、緊急安全確保が命を守るための避難行動となる。

しかし、避難し遅れた居住者等がとる次善の行動であるため、この本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。このため、市町は居住者等への避難情報の周知・普及啓発の際、当該行動をとるような状況は極めて危険で回避すべきものであり、このような状況に至る前の警戒レベル3 高齢者等避難や警戒レベル4 避難指示が発令されたタイミングで避難する必要があることを強調する必要がある。

## 4 住民等の行動を促す避難情報等

### 4.1 高齢者等避難

#### 【基本的な考え方】

「高齢者等避難」は、災対法第56条第2項を根拠規定としており、市町長が、避難に時間を要する高齢者等の要配慮者が安全に避難できるタイミング等の早めの避難を促すための情報提供をするなど、要配慮者が円滑かつ迅速に避難できるよう配慮することとしている。この規定に基づき、市町長は警戒レベル3 高齢者等避難を発令し、避難に時間を要する高齢者等の避難を促すこととなる。

#### 【状況：災害のおそれあり】

- 警戒レベル3 高齢者等避難は、災害が発生するおそれがある状況、即ち災害リスクのある区域等の高齢者等が危険な場所から避難すべき状況において、市町長から必要な地域の居住者等に対し発令される情報である。
- 避難に時間を要する高齢者等はこの時点で避難することにより、災害が発生する前までに指定緊急避難場所等への立退き避難を完了すること（高齢者等のリードタイムの確保）が期待できる。

#### 【行動：危険な場所からの高齢者等は避難】

- 市町長から警戒レベル3 高齢者等避難が発令された際には、高齢者等は危険な場所から避難する必要がある。
- 高齢者等の「等」には、障害のある人等の避難に時間を要する人や避難支援者等が含まれることに留意する。
- 具体的にとるべき避難行動は、「立退き避難」を基本とし、洪水等及び高潮に対しては、ハザードマップ等により屋内で身の安全を確保できるか等を確認したうえで自らの判断で「屋内安全確保」することも可能である。
- 本情報は高齢者等のためだけの情報ではない。高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。このため、このような状況に至る前の警戒レベル3 高齢者等避難や警戒レベル4 避難指示が発令されたタイミングで避難することが極めて重要である。

## 4.2 避難指示

### 【基本的な考え方】

「避難指示」は、災対法第60条第1項を根拠規定としており、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、市町長は、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対して、立退き避難を指示することができる。この規定に基づき、市町長は警戒レベル4 避難指示を発令し危険な場所にいる居住者等に対して立退き避難を求めることとなる。

### 【状況：災害のおそれ高い】

- 警戒レベル4 避難指示は、災害が発生するおそれが高い状況、即ち災害リスクのある区域等の居住者等が危険な場所から避難すべき状況において、市町長から必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し発令される情報である。
- 居住者等はこの時点で避難することにより、災害が発生する前までに指定緊急避難場所等への立退き避難を完了すること（居住者等のリードタイムの確保）が期待できる。

#### 【行動：危険な場所から全員避難】

- 市町長から警戒レベル4 避難指示が発令された際には、居住者等は危険な場所から全員避難する必要がある。
- 具体的にとるべき避難行動は、「立退き避難」を基本とし、洪水等及び高潮に対しては、ハザードマップ等により屋内で身の安全を確保できるか等を確認したうえで自らの判断で「屋内安全確保」することも可能である。

### 4.3 緊急安全確保

#### 【基本的な考え方】

「緊急安全確保」は、災対法第60条第3項を根拠規定としており、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合（即ち、「切迫」している状況）において、市町長は、指定緊急避難場所等への「立退き避難」をすることがかえって危険なおそれがある場合等において、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対して、警戒レベル5 緊急安全確保を指示することができる。この規定に基づき、市町長は警戒レベル5 緊急安全確保を発令し、いまだ危険な場所にいる居住者等に対して緊急安全確保を求めることとなる。

#### 【状況：災害発生又は切迫】

- 警戒レベル5 緊急安全確保は、災害が発生又は切迫している状況、即ち居住者等が身の安全を確保するために立退き避難することがかえって危険であると考えられる状況において、いまだ危険な場所にいる居住者等に対し、指定緊急避難場所等への「立退き避難」を中心とした避難行動から、「緊急安全確保」を中心とした行動へと行動変容するよう市町長が特に促したい場合に、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し発令される情報である。
- ただし、災害が発生・切迫している状況において、その状況を市町が必ず把握することができるとは限らないこと等から、本情報は市町長から必ず発令される情報ではない。また、住居の構造・立地、周囲の状況等が個々に異なるため、緊急時においては、市町は可能な範囲で具体的な行動例を示しつつも、最終的には住民自らの判断に委ねざるを得ない。したがって、市町は平時から居住者等にハザードマップ等を確認し災害リスクととるべき行動を確認するよう促すとともに、警戒レベル5 緊急安全確保は必ずしも発令されるとは限らないことを周知しつつ、緊急安全確保を発令する状況やその際に考えられる行動例を居住者等と共有しておくことが重要である。

#### 【行動：命の危険 直ちに安全確保！】

- 市町長から警戒レベル5 緊急安全確保が発令された際には、居住者等は命の危険があることから直ちに身の安全を確保する必要がある。

- 具体的にとるべき避難行動は、「緊急安全確保」である。
- ただし、本行動は、災害が発生・切迫した段階での行動であり、本来は「立退き避難」をすべきであったが避難し遅れた居住者等がとる次善の行動であるため、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。さらに、本行動を促す情報が市町長から発令されるとは限らない。このため、このような状況に至る前の警戒レベル3 高齢者等避難や警戒レベル4 避難指示が発令されたタイミングで避難することが極めて重要である。

#### 《必要と認める地域の必要と認める居住者の解釈》

旧災対法の規定では、避難勧告等を発令する際には、必要な地域の居住者等の「全員」に対して立退き避難を勧告等することとなっており、避難勧告等の発令対象区域の居住者等に屋内安全確保も呼びかける場合には、屋内安全確保を呼びかける一方で、法律上は立退きを指示することとなり、同時に2つの異なる行動を促さざるを得ない規定であった。

そのため、令和3年の災対法改正において、低層階や平屋の居住者等のその場においては居室が浸水し身の安全を確保することができない、即ち必ず立退き避難をすべき居住者等（=必要と認める居住者等）に対してのみ立退きを指示することができるよう規定を見直し（災対法第60条第1項）、上階への移動や高層階に留まること等により屋内で身の安全を確保できると判断する居住者等に対しては必ずしも立退き避難を指示しないことが可能とされた。同様の規定は緊急安全確保措置の指示にも適用される（災対法第60条第3項）。

これにより、ハザードマップ等の浸水深等の情報を活用し、例えば想定最大規模の洪水浸水想定区域で50cm未満程度の短時間の浸水が想定されている地域の居住者等（=必要と認める居住者等）の1階部分にしか居室を有していない人に対して、その場においては浸水により直接的に命が脅かされるおそれがあることから立退き避難を指示するとともに、同地域内の2階以上に居室がある居住者等に対しては屋内安全確保を促すことも可能である。

ただし、居住者等の居住地の地形、住宅構造、家族構成、どの程度の浸水継続時間や生活への支障等を許容できるか等には違いがあることから、市町長がそれらを踏まえて警戒レベル4 避難指示を発令することは困難であることから、実際の運用では、絞り込んだ発令対象区域の居住者等にまとめて発令し、具体的な情報伝達のなかで、自らの判断で屋内安全確保も検討を促すことで差支えない。



<令和3年の災対法改正前>

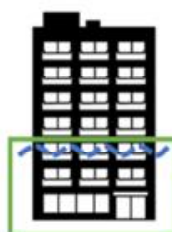
必要と認める地域の居住者等に避難のための立退きを指示



法律上は、上層階の居住者等も含め地域内の全員に立退き避難を指示せざるを得なかった。

<令和3年の災対法改正後>

必要と認める地域の必要と認める居住者等に避難のための立退きを指示



法律上、立退き避難が必要な居住者等のみ立退きを指示することができるようになったことで、例えば、上層階の居住者等に対しては、必ずしも立退き避難を求めないことが可能になった。

凡例   立退き避難を指示されている居住者等  
 浸水が想定される高さ

#### 4.4 避難情報等と居住者がとるべき行動（警戒レベルの詳細）

警戒レベルとは、災害発生のおそれの高まりに応じて5段階に分類した「居住者等がとるべき行動」と、その「行動を促す情報」（避難情報等：市町が発令する避難情報と気象庁が発表する注意報等）とを関連付けるものである。

避難情報等	居住者等がとるべき行動等
<b>【警戒レベル5】</b> 緊急安全確保 （市町長が発令）	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 発令される状況：災害発生又は切迫（必ず発令される情報ではない）</li> <li>● 居住者等がとるべき行動：命の危険 直ちに安全確保！                         <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。</li> <li>➢ ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また、本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。</li> </ul> </li> </ul>
<b>【警戒レベル4】</b> 避難指示 （市町長が発令）	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 発令される状況：災害のおそれ高い</li> <li>● 居住者等がとるべき行動：危険な場所から全員避難                         <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。</li> </ul> </li> </ul>
<b>【警戒レベル3】</b> 高齢者等避難 （市町長が発令）	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 発令される状況：災害のおそれあり</li> <li>● 居住者等がとるべき行動：危険な場所から高齢者等は避難                         <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 高齢者等*は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。</li> </ul> </li> </ul>

	<p>※ 避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者の高齢者及び障害のある人等、及びその人の避難を支援する者</p> <p>➤ 高齢者等以外の人にも必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。</p>
<p><b>【警戒レベル2】</b> 大雨・洪水・高潮 注意報 (気象庁が発表)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 発表される状況：気象状況悪化</li> <li>● 居住者等がとるべき行動：自らの避難行動を確認 <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ ハザードマップ等により自宅・施設等の災害リスク、指定緊急避難場所や避難経路、避難のタイミング等を再確認するとともに、避難情報の把握手段を再確認・注意するなど、避難に備え自らの避難行動を確認。</li> </ul> </li> </ul>
<p><b>【警戒レベル1】</b> 早期注意情報 (気象庁が発表)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 発表される状況：今後気象状況悪化のおそれ</li> <li>● 居住者等がとるべき行動：災害への心構えを高める <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 防災気象情報等の最新情報に注意する等、災害への心構えを高める。</li> </ul> </li> </ul>

### 警戒レベルの一覧表

警戒レベル	状況	住民がとるべき行動	行動を促す情報
5	災害発生 又は切迫	命の危険 直ちに安全確保！	緊急安全確保※1
-----<警戒レベル4までに必ず避難！>-----			
4	災害のおそれ高い	危険な場所から全員避難	避難指示(注)
3	災害のおそれあり	危険な場所から高齢者等は避難※2	高齢者等避難
2	気象状況悪化	自らの避難行動を確認	大雨・洪水・高潮注意報 (気象庁)
1	今後気象状況悪化のおそれあり	災害への心構えを高める	早期注意情報 (気象庁)

※1 市町が災害の状況を確実に把握できるものではない等の理由から、警戒レベル5は必ず発令されるものではない

※2 警戒レベル3は、高齢者等以外の人にも必要に応じ、普段の行動を見合わせ始めたり危険を感じたら自主的に避難するタイミングである

(注) 避難指示は、令和3年の災対法改正以前の避難勧告のタイミングで発令する

### ≪「危険な場所から全員避難」の解釈≫

警戒レベル3及び警戒レベル4の「居住者等がとるべき行動」の表記については、可能な限り「危険な場所から」という表現を付すものとする。これは、単に「全員避難」では、必ずしも指定緊急避難場所等に立退き避難する必要が

ない居住者等までそのような行動をとってしまうおそれや、「住民全員避難」という漠然とした呼びかけと受け止められ情報に対する信頼感を損ねるおそれがあるためであり、この表現を付すことで、危険な場所にいる人が避難すべきであることを明確にする。

また、警戒レベル4 避難指示で居住者等がとるべき行動として「危険な場所から全員避難」というフレーズを推奨しているが、以下のように解釈することが考えられる。

- 「危険な場所」とは、「災害リスクのある区域等」のうち、立退き避難が必要であると考えられる場所のこと
- 「全員」とは、「危険な場所」にいる居住者等のこと
- 「避難」とは、「立退き避難」のこと

あわせて、「屋内安全確保」を促したい場合には、「自宅が安全なら屋内安全確保」等のフレーズを合わせて用いることも考えられる。

#### 4.5 避難情報の発令や自主的な避難に資する防災気象情報

##### (警戒レベル相当情報の詳細)

警戒レベル相当情報とは、国・都道府県が発表する防災気象情報（洪水等、土砂災害、高潮）のうち、居住者等が自ら行動をとる際の判断に参考となる防災気象情報と5段階の警戒レベルとを関連付けるものである。

市町は、居住者等が防災気象情報や画像情報等を有効に活用し、自らの判断で適切に避難行動をとれるよう促すべきである。そのために、災害時に居住者等が迅速かつ容易にそれらの情報を取得できるよう、情報が入手しやすい環境整備を進めるとともに、国・都道府県、メディア等と連携しつつ、平時からあらゆる機会を活用し、防災気象情報が示す内容とその入手方法等についてわかりやすく周知すべきである。

市町自身も、避難情報の発令にあたり防災気象情報を参考にすることから、防災気象情報が示す内容とその入手方法等について平時より確認し、適時適切な避難情報を発令できるようにしておく必要がある。

特に、警戒レベル3相当情報や警戒レベル4相当情報といった居住者等の避難に直結する防災気象情報を迅速かつ確実に入手し、警戒レベル3高齢者等避難や警戒レベル4避難指示の発令が遅れないようにする必要がある。

#### 4.6 警戒レベルと警戒レベル相当情報の一覧

警戒レベルと警戒レベル相当情報の一覧表

警戒レベルと警戒レベル相当情報との関係を示すと、次の表のとおりである。



## 《警戒レベルと警戒レベル相当情報との「不一致」》

### 【時刻の不一致】

市町長は警戒レベル相当情報の他、水位予測や堤防・ダム、砂防堰堤等の施設に関する情報や自主防災組織からの通報、日没や暴風となる時刻等も参考とし、避難情報を発令するタイミングを総合的に判断するため、居住者等は、警戒レベル相当情報が発表されたとしても必ずしも同時刻に同じレベルの避難情報が発令されるものではないことに留意する必要がある。

### 【区域の不一致】

防災気象情報には、市町単位を基本として発表される情報があるが（大雨警報（土砂災害）、土砂災害警戒情報、大雨特別警報（土砂災害）等）^{※1}、一方で避難情報は発令対象区域を絞り込むこととしているため、ある地域において、警戒レベル相当情報は発表されているものの避難情報が発令されていない、ということが起こり得る。

※1 広島市については、行政区ごとに発表している。（令和4年3月24日から）

### 【レベルの不一致】

市町によっては、過去の大雨による地盤への影響を鑑み、防災気象情報のレベルよりも一段上の避難情報を発令する場合がある。他方、大雨警報（土砂災害）が発表のみでは警戒レベル3高齢者等避難を発令することとしない場合もある。

## 《複数の災害リスクのある区域等における警戒レベル相当情報の考え方》

同一地域で洪水と土砂災害の危険度が高まっている場合など、複数の異なる災害について、異なるレベルの警戒レベル相当情報が同時期に発表される場合があることも理解しておくことが必要である。例えば、ある地域において、警戒レベル4相当情報[土砂災害]が発表された後に、警戒レベル3相当情報[洪水]が発表されることも考えられる。

## 5 自然災害の発生が想定される際の防災体制

災害時の体制が整う前に災害が発生することを防ぐため、災害時の体制に早めに移行する基準を、平時から作っておくべきである。

地震を除く自然災害の発生が想定される際の市町における防災体制、気象状況を踏まえた体制の移行に関する標準的な目安を記す。これらは、市町の規模、発生する可能性のある災害の多さ等によって異なるが、段階に応じて、情報収集や判断ができる体制を検討する必要がある。

体制の呼称は、それぞれの市町の地域防災計画によって異なるが、段階設定の例を示す。

以下、要員の配置は夜間や休日における代表的な例示であり、これを参考に、防災体

制を各市町において、構築していただきたい。

### ①第1次防災体制（災害準備体制）

#### 防災気象情報等を入手し、気象状況の進展を見守る

連絡要員を配置し、防災気象情報等の把握に努める。

- 対象河川が水防団待機水位を超えることが確実となった場合
- 大雨注意報又は洪水注意報が発表された場合
- 高潮注意報が発表された場合
  - （注）なお、第1次防災体制の条件になっていなくても、翌日以降に警戒を要する気象現象が発生するおそれがある場合には、地元の気象台が早期注意情報や府県気象情報を発表しているため、これらを活用して、翌日以降に想定される体制や連絡系統の確認を行っておくなど、事前の準備を早めに行っておく。このことで、その後の体制移行や避難情報の発令判断などを円滑に行えることが期待できる。

### ②第2次防災体制（災害注意体制）

#### 警戒レベル3 高齢者等避難の発令を検討する段階

管理職を配置し、高齢者等避難の発令を判断できる体制とする。  
防災気象情報等を分析し、専門機関との情報交換ができる体制とする。

- 対象河川が氾濫注意水位（レベル2水位）を超えることが確実となった場合
- 管内の雨量観測所の累加雨量が〇〇mmを超えた場合
- 台風情報で、台風の暴風域が24時間以内に市町にかかると予想されている、又は、台風が24時間以内に市町に接近することが見込まれる場合
- 大雨注意報又は洪水注意報が発表され、当該注意報の中で警報に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合
- 強風注意報が発表され、当該注意報の中で警報に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合

### ③第3次防災体制（災害警戒体制）

#### 警戒レベル3 高齢者等避難を発令した段階

市町長あるいは市町長の代理が登庁し、警戒レベル4 避難指示の発令を判断できる体制とする。

専門機関とのホットラインが活用できる体制とする。  
要配慮者用の指定緊急避難場所の受け入れ体制の整備ができる要員を確保する。

- 対象河川が避難判断水位（レベル3水位）を超えることが確実となった場合
- 大雨警報又は洪水警報が発表された場合
- 台風情報で、台風の暴風域が12時間以内に市町にかかると予想されている、又は、台風が12時間以内に市町に接近することが見込まれる場合
- 高潮注意報が発表され、当該注意報の中で警報に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合

#### ④第4次防災体制（災害対策本部設置） 警戒レベル4避難指示を発令した段階

あらかじめ定めた防災対応の全職員が体制に入る。

- 氾濫危険水位（レベル4水位）を超えることが確実となった場合
- 土砂災害警戒情報が発表された場合
- 高潮警報が発表された場合

なお、津波については、大津波警報・津波警報・津波注意報が発せられた場合、基本的には「避難指示」を発令し、直ちに第4次防災体制を取る必要がある

（注）災害が切迫・発生した段階もこの体制を引き継ぐ。

## 6 避難情報の発令基準の設定手順

### 設定の手順

避難指示等の発令基準の設定手順は、次のとおり。

- （1） 避難情報を発令する対象災害の確認 ⇒ 6.1
- （2） 避難情報の発令対象区域の設定（絞り込み） ⇒ 6.2
- （3） 避難情報の発令基準の設定（発令タイミングの設定） ⇒ 6.3

#### 6.1 避難情報を発令する対象災害の確認

過去の災害や今後発生が想定される災害を調査し、避難情報を発令する対象とする災害を特定する。地域によっては、洪水等と土砂災害、洪水等と高潮、大河川と中小河川の氾濫など、複数の災害リスクに対し警戒する必要があることもある。

また、市町が避難情報を発令するのは、居住者等の「生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるとき（災対法第60条

第1項)」であるため、原則として居住者等の命を脅かす危険がある災害を避難情報の発令対象とする。

## 6.2 避難情報の発令対象区域の設定（絞り込み）

### ①絞り込みの必要性

以下の理由から避難情報の発令対象区域は可能な限り絞り込むことが重要である。

- **発令対象区域を絞らず、洪水等、土砂災害、高潮など、災害のおそれがない地域の居住者等にまで避難情報を発令することにより、**
  - 安全な地域の居住者等までもが指定緊急避難場所に避難した場合、混雑や交通渋滞が発生するおそれ
  - 立退き避難自体が身体的な負担になる高齢者等が不必要に避難した場合、身体的な負担となってしまうおそれ
  - 安全な地域の居住者等から避難の必要性に関する問合せが市町に相次ぐおそれ等、様々な支障が生じると考えられるため。
- **災害リスクのある区域等に発令対象区域を絞り込むことにより、**
  - 自らの居住地が避難情報の対象となっていることを知ること、災害の危険が自らに迫っているとの危機感を持ち、自分は災害に遭わないという思い込み（正常性バイアス）が少なからず取り除かれることが期待されるため。

### ②絞り込みの基本的な考え方

避難情報は、災害により命を脅かされる可能性がある居住者等がいる「災害リスクのある区域等」において、「河川の氾濫や土砂災害等の発生の切迫度（災害の切迫度）が高まっている場合」に発令する必要があるため、

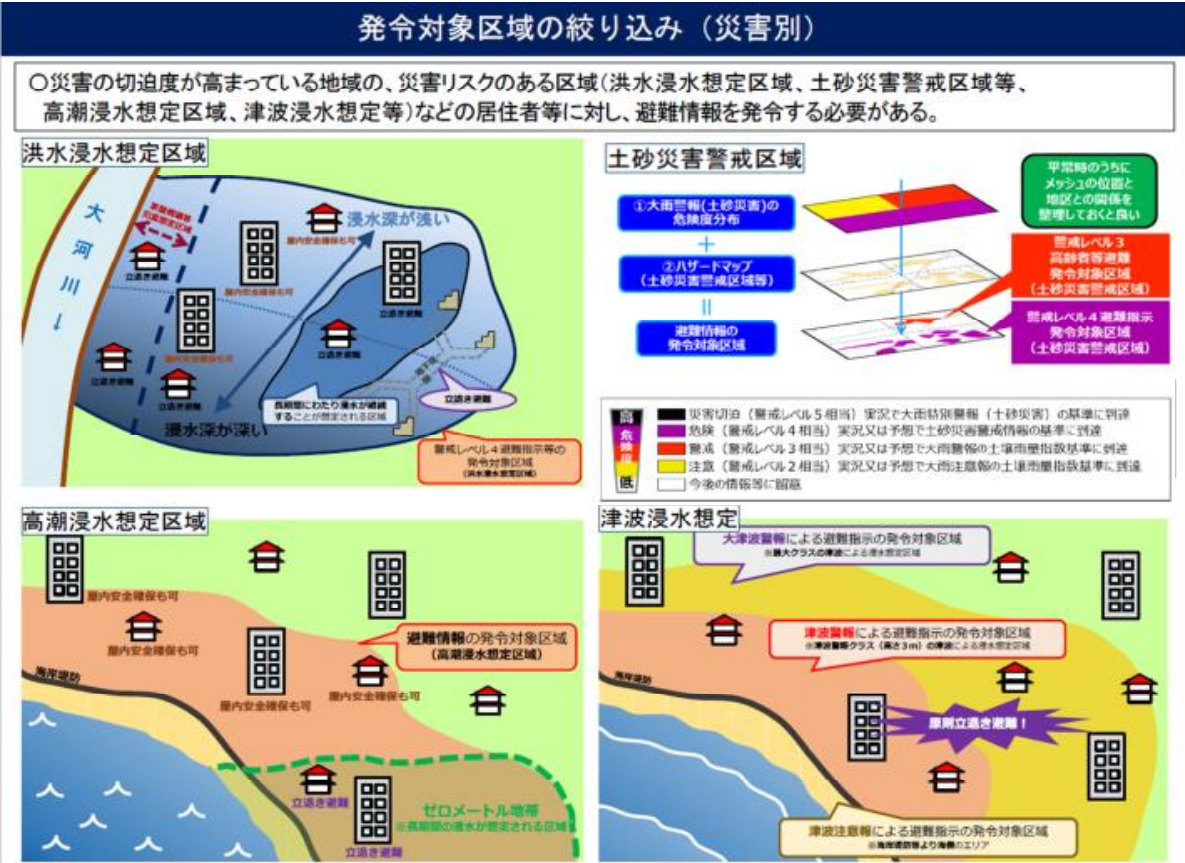
ア「防災気象情報の切迫度の高まり」

イ「災害リスクのある区域等」

との両方が重なり合った場所に、ア「防災気象情報」に対応する警戒レベルの避難情報を発令することが基本であり、このようにすることが「発令対象区域を絞り込む」ということである。このイ「災害リスクのある区域等」として最も基本的な情報は、

- **災害リスクが公表済みの各種浸水想定区域や土砂災害警戒区域等であり、本ガイドラインではこれらの情報を用いた発令対象区域の絞り込みについて記載することとするが、この他に以下のような情報が考えられるため、市町は可能な範囲で地域の災害リスクについて把握し絞り込みの参考とすることが望ましい。**
  - 過去の災害における局所的な浸水箇所や土砂災害の発生箇所
  - 元々河道であった場所など、地域の土地の成り立ちとその土地が本来持っている潜在的な災害リスクがある箇所





③地区名を用いた発令対象区域の伝達例

避難情報の発令対象区域はア「防災気象情報の切迫度の高まり」と、イ「災害リスクのある区域等」の両方が重なりあった場所に発令することとなるが、居住者等に発令対象区域を伝達する際には、居住者等が理解しやすいよう、また危機意識をより強く持つことができるよう、できるだけ細分化した「地区名」と合わせて伝達することが望ましい。代表的な地区の単位は「旧市町界単位」及び「町丁目単位・学区単位」である。

他方、細分化すればするほど市町が伝達する地区数が増え、情報が煩雑になる側面もあることから、市町の実情に応じて「地区の単位」をどの程度にするかを判断することとする。

「災害リスクのある区域等」と「地区の単位」の大小に応じて、一般的には、以下のような絞り込みのケースが考えられる。

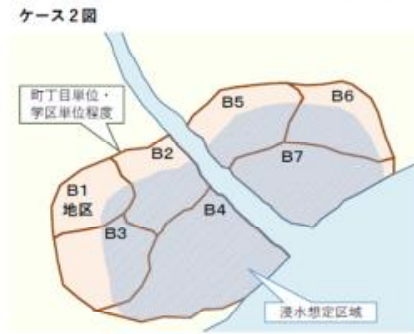
## 地区名を用いた発令対象区域の伝達例（洪水、土砂災害の例）

○居住者等に発令対象区域を伝達する際には、居住者等が理解しやすいよう、また危機意識をより強く持つことができるよう、できるだけ細分化した「地区名」と合わせて伝達することが望ましい。

ケース1) 浸水想定区域<旧市町村界単位(A地区)  
⇒伝達例:A地区の浸水想定区域の居住者等は避難



ケース2) 浸水想定区域<町丁目単位・学区単位程度(B1~B7地区)  
⇒伝達例:B1~B7地区の浸水想定区域の居住者等は避難



ケース3) 浸水想定区域=町丁目単位・学区単位程度(B1~B7地区)  
⇒伝達例:浸水が想定されるB1~B7地区の居住者等は避難



ケース4) 土砂災害警戒区域等<町丁目単位・学区単位程度(B6地区)  
⇒伝達例:B6地区の土砂災害警戒区域等の居住者等は避難



### ④ 発令対象区域の絞り込みに必要な準備

「③」に記載のように地区名を用いて絞り込みを行うには、②のように絞り込んだ後の区域にかかる地区名を把握しておく必要がある。例えば、

#### 1) 洪水のケース

ある水位観測所の受け持ち区域で河川の氾濫の危険度が高まった場合に、避難情報を発令する洪水浸水想定区域にどの地区名が含まれているかを、水位観測所ごとに把握しておく必要がある。

#### 2) 土砂災害のケース

大雨警報（土砂災害）の危険度分布における、ある1 km 四方のメッシュで土砂災害の危険度が高まった場合に、どの地区名の土砂災害警戒区域等に避難情報を発令するかを、メッシュごとに把握しておく必要がある。

## 6.3 避難情報の発令基準の設定（発令タイミングの設定）

### ①発令基準の設定の必要性等

- 緊急時に避難情報の発令タイミングや発令対象区域の判断に迷うことが可能な限りないよう、また、避難情報を発令したにもかかわらず災害が発生しない、いわゆる「空振り」の事態をおそれずに発令基準に基づき避難情報を発令できるよう、平時より様々な状況を想定した避難情報の発令基準を設定

しておくべきである。また、発令基準の運用が運用する者によって大きく異なることがないように可能な限り簡潔で明瞭な発令基準にすることが望ましい。

- 事態が急変し、災害が切迫した場合には、必ずしも警戒レベル3高齢者等避難、警戒レベル4避難指示、警戒レベル5緊急安全確保の順に発令する必要はなく、段階を踏まずに状況に応じて適切な発令をすべきである。
- たとえ指定緊急避難場所が未開放であったとしても、また、夜間・未明であったとしても、適切なタイミングで避難情報を発令すべきである。
- 想定していない事態が発生した場合であっても、居住者等の身の安全の確保を最優先に考えた最善の情報提供を行うよう努めるべきである。
- 本ガイドラインの記載内容より高度又は臨機応変に運用できる体制を有している市町においては、防災気象情報等の様々な予測情報や現地の情報等を有効に活用し、適時的確な避難情報の発令について検討することが望ましい。

## ②避難情報の発令判断に資する情報

市町長が避難情報を発令するタイミングを判断する際に参考とする情報は、

- 防災気象情報
  - 日没や暴風が吹き始める時刻
  - ダム、堤防や樋門等の施設の状況や操作に関する情報
  - 自主防災組織や水防団等の現地からの情報
  - 河川事務所・ダム事務所・气象台等からの情報提供（ホットライン）等
- があり、これら入手した情報を参考に、避難情報の発令タイミングを総合的に判断することとなる。

## ③避難情報の発令タイミングの設定

いざというときに市町長が躊躇なく発令できるよう、市町は、河川事務所・气象台等の協力・助言を積極的に求めながら、具体的でわかりやすい発令基準をあらかじめ設定する。警戒レベル3高齢者等避難及び警戒レベル4避難指示の発令後に高齢者等や居住者等が災害発生前に指定緊急避難場所等へ立退き避難することができるよう、市町長は立退き避難する人のリードタイムを踏まえたタイミングで避難情報を発令することとなる。

なお、自然現象を対象とするため、あらかじめ定めた発令基準に捉われることなく、防災気象情報等の様々な予測情報や現地の情報等を有効に活用し、早めに避難情報を発令するなど臨機応変な対応が求められる。台風等の接近に伴い大雨や暴風により避難行動が困難になるおそれが予見される場合や、浸水や崖崩れ等に伴い避難経路となる道路が通行止めになるおそれが予見される場合等には、発令対象区域の社会経済活動等の特徴も踏まえつつ、早めの判断を行う必要がある。

## 6.4 避難情報の発令対象区域の設定（災害別）

### 6.4 (1) 洪水等

避難情報の発令対象区域は、氾濫する切迫度が高まっている各河川等の洪水ハザードマップやその基となる各河川等の浸水想定区域を基本として設定する。なお、洪水発生時における実際の発令にあたっては、河川の状況や、氾濫のおそれがある地点等の諸条件に応じて想定される浸水区域を考慮して決定する。洪水予報河川、水位周知河川、水位周知下水道に加え、その他河川等の氾濫についても、河川事務所・气象台等からの助言も踏まえ、それぞれの河川特性等に応じて区域を設定する。

ただし、その他河川等のうち、地形や土地利用の状況等を基に事前に検討し、以下の3つの条件を満たすことが明らかになった水路・下水道等の氾濫については、命の危険を及ぼさないと判断されることから発令対象としなくてもよい。他方、命の危険を及ぼさないと事前に判断した水路・下水道等であっても、氾濫が発生し、又は発生しそうになった際に、事前の想定を超えて命の危険を及ぼすおそれがあると判明した場合には、躊躇なく避難情報を発令すべきである。

#### 避難情報の発令対象としない水路・下水道等の条件

- 最大浸水深が床下以下である等、浸水によって居室に命の危険を及ぼすようなおそれがないと想定される場合
- 河岸侵食や氾濫流により家屋流失をもたらすおそれがないと想定される場合
- 地下施設・空間（住宅地下室、地下街、地下鉄等）について、その利用形態と浸水想定から、その居住者・利用者等に命の危険が及ばないと想定される場合

また、その河川等の避難情報の発令対象区域の設定に当たっては、以下の手引き等を活用することも考えられる。

- 地域の水害危険性の周知に関するガイドライン（第2版）（平成30年12月）
- 小規模河川の氾濫推定図作成の手引き（令和2年6月）

その他河川のうちダム下流域では、これらに加え、今後順次作成が進められる浸水想定図を参考に区域を設定することも考えられる。

また、防災重点ため池については、浸水想定区域図を参考に区域を設定することが考えられる。

### 6.4 (2) 土砂災害

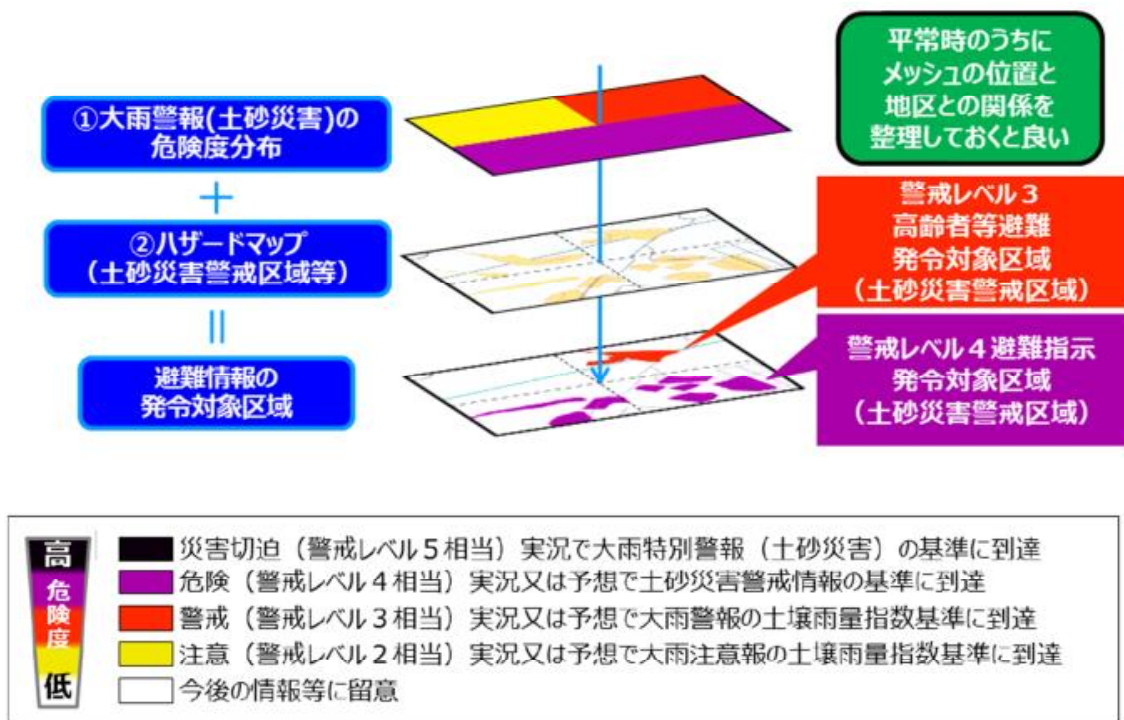
避難情報の発令対象区域は、土砂災害の危険度分布において危険度が高まっているメッシュと重なった土砂災害警戒区域等に避難情報を発令することを基本とする（土砂災害警戒区域等を避難情報の発令の対象としてあらかじめ定めておく）。状況に応じて、その周辺の発令区域も含めて避難情報を発令することを検討する。

避難情報の発令単位としては、市町の面積の広さ、地形、地域の実情等に応じて、市町をいくつかの地域にあらかじめ分割して設定しておく。その上で、豪雨により危険度の高まっているメッシュ又は災害の発生箇所が含まれる地域内の全ての土砂災害警戒区域等に対して避難情報を発令することが考えられる。

この地域分割の設定については、情報の受け手である居住者・施設管理者等にとっての理解のしやすさ及び情報発表から伝達までの迅速性の確保等の観点から設定する。具体例としては、山や川を隔てた地域ごと、合併前の旧市町村、大字や校区をまとめた地域、東部・西部等の地域といったものが考えられ、各地域には複数（場合によっては単数もあり得る）の土砂災害警戒区域等が含まれることとなる。避難情報が発令された場合、当該地域内に存在する土砂災害警戒区域等の居住者等が立退き避難の対象となる。

例えば、以下の図のように土砂災害を警戒するための避難情報の発令対象区域を例に挙げると、①の大雨警報（土砂災害）の危険度分布の警戒レベル4相当情報「非常に危険（うす紫）」や警戒レベル3相当情報「警戒（赤）」が表示されているメッシュと、②のハザードマップ上の土砂災害警戒区域等と重なった地域に、警戒レベル4 避難指示や警戒レベル3 高齢者等避難を発令することが基本である。

図 土砂災害が想定される際の避難情報の発令対象区域



#### 6.4 (3) 高潮

避難情報の発令対象区域は、高潮発生の切迫度が高まっている浸水のおそれのある区域とし、高潮浸水想定区域や高潮ハザードマップのうち、高潮警報等で発

表される予想最高潮位に応じて想定される浸水区域を基本とし、命を脅かす危険性が高く立退き避難を必要とする区域（対象建物）を対象とする。高潮浸水想定区域の指定や高潮ハザードマップがない海岸においても同様の考え方により浸水のおそれのある区域を基本とする。

高潮浸水想定区域は想定し得る最大規模の高潮を対象としたものであり、中小規模の高潮を対象としたものではない。

そのため、市町は、高潮警報等の予想最高潮位に応じて想定される浸水区域に対して、速やかに避難情報を発令することができるよう、あらかじめ、気象台、都道府県等に相談し、中小規模の高潮により浸水が想定される区域について事前に確認しておくことが望ましい。（「高潮浸水想定区域図作成の手引き Ver. 2.00」（令和2年6月）に「最大規模以外の外力等による高潮浸水想定」（P58）があるので参照されたい。）

なお、高潮時の「波浪」が海岸堤防等を越えることで海岸堤防に隣接する家屋を直撃する等と想定される場合には、局所的な被災を想定した海岸保全施設周辺の居住者等の避難が必要となることに留意する。

また、同一の浸水区域内においても、氾濫水の到達に要する時間に大きな差がある場合がある。

そのような場合は、到達時間に応じて警戒レベル4避難指示の発令対象区域を徐々に広げていくという方法も考えられる。

なお、想定最大規模の高潮浸水想定区域の指定が完了するまでは、これまで運用してきた高潮浸水予測区域や以下の範囲等を参考に、さらに規模が大きいものが起こりうることを念頭に地形等を考慮して検討する。

- 高潮時に海岸堤防等を越えた波浪や堤防決壊等により流入した氾濫水等が、家屋等を直撃することを想定し、海岸堤防等から陸側の一定の範囲（海岸堤防に隣接する家屋）等。
- 高位が海岸堤防等の高さを大きく超えること等により、深い浸水等が想定される以下の範囲。
  - 堤防の決壊等で氾濫した場合、浸水深が概ね0.5mを超える区域の平屋家屋
  - 堤防の決壊等で氾濫した場合、浸水深が概ね3mを超える区域の2階建て家屋
  - 堤防の決壊等で氾濫した場合、氾濫水が行き止まるなどして長期間深い浸水が続くことが想定される区域（長期間の浸水家屋内の孤立者が多数発生した場合には、救出や水・食料等の供給が困難となるおそれがあるため、立退き避難をする）
- 地下鉄、地下街、建物の地下部分
- 下水道工事等、地下で作業を行っている場所
- 道路のアンダーパス部分（立退き避難ではないが、立ち入りの注意が必要）

## 6.4 (4) 津波

津波に対する避難指示の発令対象区域は、津波ハザードマップやその基となる津波災害警戒区域のうち、津波警報等で発表される予想津波高に応じて想定される浸水区域を基本とし、津波災害警戒区域の指定が完了していない市町においては、津波浸水想定を参考とする。

なお、津波は局所的に高くなる場合もあること、想定を超える範囲に浸水が拡大する可能性があることに留意が必要である。

津波警報等で発表される津波高に応じて、発令対象とする区域は異なるため、市町毎に発令対象区域をあらかじめ定めておく必要がある。そのため、市町は、県土木建築局等が算定した区分毎の津波高により浸水が想定される区域を、あらかじめ把握しておくことが望ましい。

発令対象区域を設定する際は、以下に示す設定の考え方にに基づき、いざというときに市町長が躊躇なく発令できるよう、国・県の協力・助言を積極的に求めながら、具体的な区域を設定する。

なお、想定最大規模の浸水想定区域の整備が完了するまでは、これまで運用してきた浸水想定区域等を参考に、さらに規模が大きいものが起こりうることを念頭に地形等を考慮して検討する。

### ア 大津波警報の発表時：最大クラスの津波により浸水が想定される地域を対象とする

- 最大クラスの津波があった場合に想定される浸水区域（津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）に基づき都道府県が設定する津波浸水想定を踏まえ30指定した津波災害警戒区域等）
- ただし、津波の浸水範囲は浸水想定精度に限界があることから、上記の区域より内陸側であっても、立退き避難を考えるべきである。

### イ 津波警報の発表時：海岸堤防等が無い又は海岸堤防等が低いため、高さ3mの津波によって浸水が想定される地域を対象とする

- 津波の高さが高いところで3mと予想される、海岸堤防等がない又は低い地域で浸水のおそれがある地域。津波時の地震動による海岸堤防等の被災や河川における津波遡上も考慮する。
- ただし、津波の高さは、予想される高さ3mより局所的に高くなる場合も想定されることから、避難対象区域は広めに設定する必要がある。

### ウ 津波注意報の発表時：漁業従事者、沿岸の港湾施設等で仕事に従事する者、海水浴客等を念頭に、海岸堤防等より海側の地域を対象とする

- 津波の高さが高いところで1mと予想される。基本的には海岸沿いの海岸堤防の海側の区域が対象となる。このため、避難行動の対象者は漁業従事者や港湾区域の就業者、海岸でのレジャー目的の滞在者等となる。
- ただし、津波の高さは、予想される高さ1mより局所的に高くなる場合も想定されることから、海岸堤防等がない地域についてはそれを考慮した

避難対象区域を設定する必要がある。

- 海岸堤防が無い地域で地盤の低い区域では、立退き避難の対象とする必要がある。

## 7 災害ごとの発令基準の設定

災害ごとの避難指示等の発令基準の設定例は、次のとおり。

既に設定している発令基準と設定例を照合し、必要な見直しを行うこと。

発令基準の設定にあたっては、いざというときに市町長が躊躇なく避難指示等を発令できるよう、具体的でわかりやすい基準を設定すること。

### 7.1 洪水等

#### 7.1. (1) 「洪水予報河川」に係る避難指示等の発令基準

##### ① 【警戒レベル3】高齢者等避難（洪水等（洪水予報河川）の場合）

1～7のいずれか1つに該当する場合に、警戒レベル3 高齢者等避難を発令する。

1. 指定河川洪水予報により、〇〇川の〇〇水位観測所の水位が避難判断水位（レベル3水位）である〇〇mに到達し、かつ、水位予測において引き続きの水位上昇する予測が発表されている場合
2. 指定河川洪水予報により、〇〇川の〇〇水位観測所で氾濫危険水位（レベル4水位）に到達する予測が発表されている場合（急激な水位上昇による氾濫のおそれのある場合）
3. 国管理河川の洪水の危険度分布（水害リスクライン）で「避難判断水位の超過に相当（赤）」になった場合
4. 堤防に軽微な漏水・侵食等が発見された場合
5. 〇〇ダムについて、ダム管理者から異常洪水時防災操作（計画規模を超える洪水時の操作、所謂「ただし書き操作」）移行の予告（〇時間前）通報（又はダム操作に関する重要情報等の連絡）があった場合（ゲートダムの場合）
6. 〇〇ダムについて、降雨状況及び降雨予測により、非常用洪水吐から越流するおそれがある場合（ゲートレスダムの場合）
7. 警戒レベル3 高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（住民の避難に支障のない、18時まで（7、8月は19時まで）に発令）

（留意事項）



- ※ 上記7つの設定例をすべて発令基準とすることが必須ではなく、各市町の実情等に応じて、取捨選択すること。また、これら以外に独自の基準を追加してもよい。(以下、同様。)
- ※ 台風等の接近に伴い、暴風警報や暴風特別警報が発表されている又は発表されるおそれがある場合は、避難行動が困難になる前に早めの判断を行う必要がある。
- ※ 地震発生時には、地震により堤防の決壊、漏水・侵食も想定されるため、堤防の決壊等について情報収集に努めること。
- ※ 警戒レベル3高齢者等避難発令後は、水位情報や雨量情報等を監視するとともに、警戒レベル4避難指示等を遅滞なく発令することができるよう、発令基準や発令対象区域などを市町長等と確認すること。(専門的知見に基づく助言が必要な場合は、躊躇することなく、国(広島地方気象台・中国地方整備局)や県に助言を求めること。)

② 【警戒レベル4】避難指示(洪水等(洪水予報河川))の場合)

- 1～8のいずれか1つに該当する場合に、警戒レベル4避難指示を発令する。
- (1～6に該当する場合は、夜間であっても、躊躇することなく発令し、とるべき行動を伝達すること。)
1. 指定河川洪水予報により、〇〇川の〇〇水位観測所が氾濫危険水位(レベル4水位)である〇〇mに到達した、あるいは、水位予測に基づき急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれると発表された場合(又は該当市町・区域で個別に定める危険水位に相当する〇〇mに到達したと確認された場合)
  2. 〇〇川の〇〇水位観測所の水位が氾濫危険水位(レベル4水位)である〇〇mに到達していないものの、〇〇川の〇〇水位観測所の水位が氾濫開始相当水位である〇〇mに到達することが予想される場合  
(計算上、個別に定める危険個所における水位が堤防天端高(又は背後地盤高)に到達することが予想される場合)
  3. 国管理河川の洪水の危険度分布(水害リスクライン)で「氾濫危険水位の超過に相当(紫)」になった場合
  4. 堤防に異常な漏水・侵食等が発見された場合
  5. 〇〇ダムについて、ダム管理者から異常洪水時防災操作(計画規模を超える洪水時の操作、所謂「ただし書き操作」)移行の予告(〇時間前)通報(又は緊急のダム操作に関する事前通知(〇時間前通知)等)があった場合(ゲートダムの場合)

6. ○○ダムについて、ダム管理者から非常用洪水吐からの越流の予告（○時間前）通報があった場合（ゲートレスダムの場合）
7. 警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（住民の避難に支障のない、18時まで（7、8月は19時まで）に発令）
8. 警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令）

（留意事項）

- ※ 発令基準例1について、予測に基づく氾濫危険情報は、国土交通省及び気象庁の運用改善に伴う国管理の洪水予報河川が対象であり、県管理の洪水予報河川（沼田川、黒瀬川）については、これまで通りの運用とする。
- ※ 台風等の接近に伴い、暴風警報や暴風特別警報が発表されている又は発表されるおそれがある場合は、避難行動が困難になる前に早めの判断を行う必要がある。
- ※ 地震発生時には、地震により堤防の決壊、漏水・侵食も想定されるため、堤防の決壊等について情報収集に努めること。
- ※ 警戒レベル4避難指示発令後は、水位情報や雨量情報等を監視するとともに、状況の悪化による発令対象区域の拡大や警戒レベル5緊急安全確保を遅滞なく発令することができるよう、発令基準や発令対象区域などを市町長等と確認すること。（専門的知見に基づく助言が必要な場合は、躊躇することなく、国（広島地方気象台・中国地方整備局）や県に助言を求めること。）

③ 【警戒レベル5】緊急安全確保（洪水等（洪水予報河川）の場合）

- ※ 「立退き避難」を中心とした行動から「緊急安全確保」を中心とした行動変容を特に促したい場合に発令することが考えられ、例えば以下の1～5のいずれかに該当する場合は考えられる。ただし、以下のいずれかに該当した場合に必ず発令しなければならないわけではなく、また、これら以外の場合においても居住者等に行動変容を求めるために発令する。

（夜間であっても、躊躇することなく発令し、とるべき行動を伝達すること。）

### (災害が切迫)

1. ○○川の○○水位観測所の水位が、氾濫開始相当水位である○○mに到達した場合  
(計算上、個別に定める危険箇所における水位が堤防天端高(又は背後地盤高)に到達している蓋然性が高い場合)
2. 国管理河川の洪水の危険度分布(水害リスクライン)で「氾濫している可能性(黒)」になった場合
3. 堤防に異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべり等により決壊のおそれが高まった場合
4. 樋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合や排水機場の運転を停止せざるをえない場合(支川合流部の氾濫のため発令対象区域を限定する)

### (災害発生を確認)

5. 堤防が決壊又は越水・溢水が発生した場合(指定河川洪水予報の氾濫発生情報(警戒レベル5相当情報[洪水])、水防団からの報告等により把握できた場合)

### (留意事項)

- ※ 警戒レベル5緊急安全確保を発令した場合は、発令対象区域以外の区域について、水位情報や洪水キキクル(洪水警報の危険度分布)等を確認し、警戒レベル4避難指示等の対象区域の範囲が十分であるかなど、既に実施済みの措置の内容を再度確認する必要がある。
- ※ 警戒レベル5緊急安全確保の発令に資する情報について、施設の管理者である国や県、消防、警察、水防団等が把握した情報を共有できるようにしておくこと。
- ※ 発令基準例1～4を理由に警戒レベル5緊急安全確保を発令済みの場合、発令基準例5の災害発生を確認しても、同一の居住者等に対し、警戒レベル5緊急安全確保を再度発令しない。具体的な災害の発生状況や考えられる被害、とり得る行動等を可能な限り居住者等に伝達することに注力すること。

### 【氾濫開始相当水位について】

ある河川の一連の区域で越水・溢水の可能性が高いと考えられる箇所(以下「危険箇所」という。)における堤防天端高(又は背後地盤高)など氾濫が開始する水位を把握しておくことは避難情報の発令の判断に有効な場合がある。本ガイドラインでは、その危険箇所において氾濫が開始する水位を、その箇所を

受け持つ水位観測所の水位に換算し、「氾濫開始相当水位」と呼称することとする。なお、危険箇所ごとに氾濫が開始する水位はそれぞれ異なるため、同じ水位観測所においても、その水位観測所が受け持つ区域の危険箇所ごとに氾濫開始相当水位は異なる数値となる。

令和3年災対法改正により、「警戒レベル5 緊急安全確保」の発令基準の設定例は、

※ (実況の) 水位観測所の水位が、氾濫開始相当水位である〇〇mに到達した場合

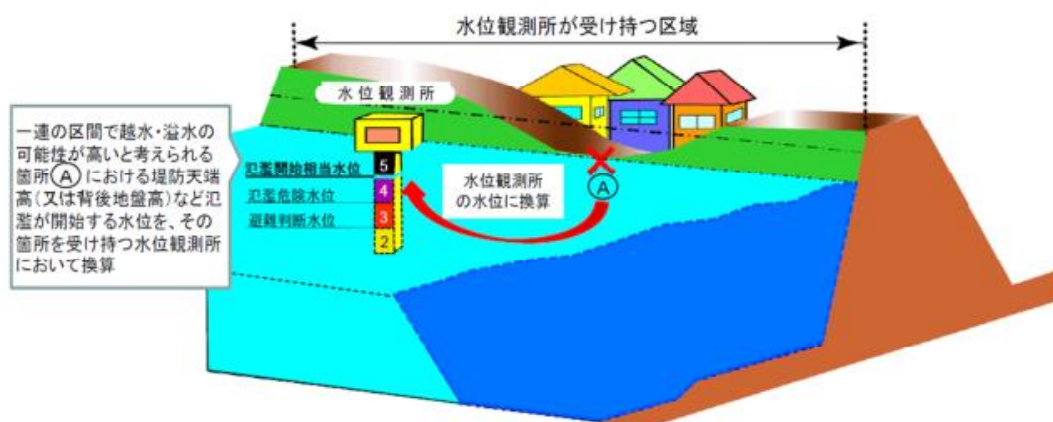
(計算上、個別に定める危険箇所における水位が堤防天端高(又は背後地盤高)に到達している蓋然性が高い場合)

としている。これにより、

① 危険箇所において、越水・溢水を確認できておらずとも、計算上、水位観測所の水位が氾濫開始相当水位に到達した時点で「警戒レベル5 緊急安全確保」の発令の判断ができるようになる。

② 平時に明確な発令基準を設定することができる。

なお、河川事務所等の助言等により、水位観測所の水位が氾濫開始相当水位に間もなく到達することが明らかな場合には、到達前に発令することが妨げられるものではない。また、氾濫開始相当水位に到達したとき、あるいは到達する見込みのときには洪水予報等が発表されるものではなく、また、同じ水位観測所が受け持つ複数の危険箇所のそれぞれの氾濫開始水位に立て続けに到達することが想定されるため、このような切迫した状況では、適時の助言を受けることができるとは限らないことから、市町は、平時に明確な発令基準を定め、緊急時において発令判断を行うことができるようにしておくことが重要である。



※ 氾濫開始相当水位をあらかじめ河川事務所等から情報提供を受けておくことが基本であるが、当該河川で氾濫開始相当水位の設定がなされていない

場合は、過去の氾濫の実績等から鑑みて設定した水位を代用することが考えられる。(あるいは、このような水位がない場合は、災害発生を確認できた場合に、警戒レベル5 緊急安全確保を発令することが考えられる。)

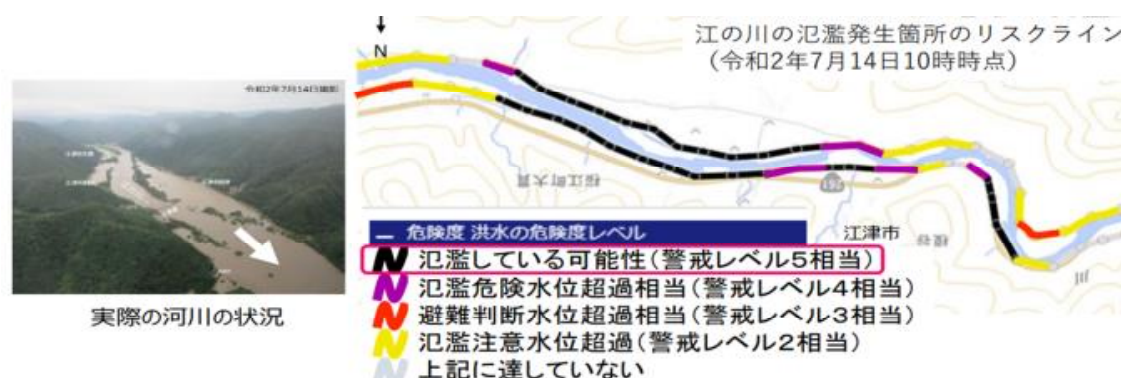
- ※ また、危険箇所を受け持つ水位観測所が、当該危険箇所よりも下流側の離れた位置にある場合は、氾濫開始相当水位への到達よりも氾濫の発生が先行することもある。国管理河川においてはこのような場合、洪水の危険度分布(水害リスクライン)が参考となる。

#### 【「国管理河川の洪水の危険度分布(水害リスクライン)」について】

国管理河川では、数 km～数十 km の予報区域を対象に発表する洪水予報等に加えて、縦断的な水位(水面形)を計算により推定し、左右岸それぞれ 200m ごとの洪水の危険度分布(水害リスクライン)を令和 2 年より提供している。200m ごとに推定した水位が、堤防等の高さを超過し、氾濫している可能性のある箇所を黒色(警戒レベル5 相当情報)で表示するなど、各箇所の危険度をきめ細かく把握できることから、避難情報発令の参考にできる。

<https://frrl.river.go.jp/> (一般向けに現況値を提供)

※市町村向けサイトでは、6 時間先までの水位予測や危険度分布を提供。



【用語解説】ダムの異常洪水時防災操作(計画規模を超える洪水時の操作、所謂「ただし書き操作」)

ゲートダムにおいて、ダムの水位が満水位を超えると予測される場合には、ダムから流す量をダムへ入る量まで徐々に増加させるゲート操作を行う。

この操作により、ダムに入る量がそのまま下流に流れることから、下流河川の水位上昇のスピードが速くなるため、注意が必要である。

また、ゲートレスダムの場合においても、満水位を超え非常用洪水吐から越流する(サーチャージ水位を超過する)場合には、同様に下流河川の水位上昇のスピードが速くなるため、注意が必要である。

なお、利水ダムの場合は、異常洪水時防災操作は行わない。

#### 7.1.(2) 「水位周知河川」に係る避難指示等の発令基準

① 【警戒レベル3】高齢者等避難（洪水等（水位周知河川）の場合）

1～6のいずれか1つに該当する場合に、警戒レベル3高齢者等避難を発令する。

1. ○○川の○○水位観測所が避難判断水位（レベル3水位）である○○mに到達した場合
2. ○○川の○○水位観測所の水位が一定の水位（○○m）を超えた状態で、次の(1)～(3)のいずれかにより、急激な水位上昇のおそれがある場合
  - (1) 上流の水位観測所の水位が急激に上昇している場合
  - (2) ○○川の洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）で「警戒(赤色)」が表示された場合（流域雨量指数が実況又は予測で洪水警報基準に到達する場合）
  - (3) 上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合（実況雨量や予測雨量において、累加雨量が○○mm以上、又は時間雨量が○○mm以上となる場合）
3. 堤防に軽微な漏水・侵食等が発見された場合
4. ○○ダムについて、ダム管理者から異常洪水時防災操作（計画規模を超える洪水時の操作、所謂「ただし書き操作」）移行の予告（○時間前）通報（又はダム操作に関する重要情報等の連絡）があった場合（ゲートダムの場合）
5. ○○ダムについて、降雨状況及び降雨予測により、非常用洪水吐から越流するおそれがある場合（ゲートレスダムの場合）
6. 警戒レベル3高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（住民の避難に支障のない、18時まで（7、8月は19時まで）に発令）

（留意事項）

- ※ 発令基準例2については、河川の状況に応じて(1)～(3)のうち、適切な方法を一つ又は複数選択すること。
- ※ また、基準とする水位については、河川管理者と相談の上、設定すること。基準とする水位は、氾濫注意水位（レベル2水位）を参考とすることも考えられる。
- ※ 台風等の接近に伴い、暴風警報や暴風特別警報が発表されている又は発表されるおそれがある場合は、避難行動が困難になる前に早めの判断を行う必要がある。
- ※ 地震発生時には、地震により堤防の決壊、漏水・侵食も想定されるため、堤防の決壊等について情報収集に努めること。
- ※ 警戒レベル3高齢者等避難発令後は、水位情報や雨量情報等を監視する

とともに、警戒レベル4避難指示等を遅滞なく発令することができるよう、発令基準や発令対象区域などを市町長等と確認すること。(専門的知見に基づく助言が必要な場合は、躊躇することなく、国(広島地方気象台・中国地方整備局)や県に助言を求めること。)

② 【警戒レベル4】避難指示(洪水等(水位周知河川)の場合)

1～7のいずれか1つに該当する場合に、警戒レベル4避難指示を発令する。

(1～5に該当する場合は、夜間であっても、躊躇することなく発令し、とるべき行動を伝達すること。)

1. ○○川の水位観測所が氾濫危険水位(洪水特別警戒水位)(レベル4水位)である○○mに到達した場合(又は当該市町・区域の個別に定める危険水位に相当する○○mに到達したと確認された場合)
2. ○○川の○○水位観測所が一定の水位(○○m)を超えた状態で、次の(1)～(3)のいずれかにより、急激な水位上昇のおそれがある場合
  - (1) 上流の水位観測所の水位が急激に上昇している場合
  - (2) ○○川の洪水キキクル(洪水警報の危険度分布)で「危険(紫色)」が表示された場合(流域雨量指数が実況又は予測で洪水警報基準を大きく超過する場合)
  - (3) 上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合(実況雨量や予測雨量において、累加雨量が○○mm以上、又は時間雨量が○○mm以上となる場合)
3. 堤防に異常な漏水・侵食等が発見された場合
4. ○○ダムについて、ダム管理者から異常洪水時防災操作(計画規模を超える洪水時の操作、所謂「ただし書き操作」)移行の予告(○時間前)通報(又は緊急のダム操作に関する事前通知(○時間前通知)等)があった場合(ゲートダムの場合)
5. ○○ダムについて、ダム管理者から非常用洪水吐からの越流の予告(○時間前)通報があった場合(ゲートレスダムの場合)
6. 警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合(住民の避難に支障のない、18時まで(7、8月は19時まで)に発令)
7. 警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合(立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令)

(留意事項)

- ※ 発令基準例2については、河川の状況に応じて(1)～(3)のうち、適切な方法の一つ又は複数選択すること。
- ※ また、基準とする水位については、河川管理者と相談の上、設定すること。基準とする水位は、氾濫注意水位（レベル2水位）や避難判断水位（レベル3水位）を参考とすることも考えられる。
- ※ 台風等の接近に伴い、暴風警報や暴風特別警報が発表されている又は発表されるおそれがある場合は、避難行動が困難になる前に早めの判断を行う必要がある。
- ※ 地震発生時には、地震により堤防の決壊、漏水・侵食も想定されるため、堤防の決壊等について情報収集に努めること。
- ※ 警戒レベル4避難指示発令後は、水位情報や雨量情報等を監視するとともに、状況の悪化による発令対象区域の拡大や警戒レベル5緊急安全確保を遅滞なく発令することができるよう、発令のタイミングや発令対象区域などを市町長等と確認すること。（専門的知見に基づく助言が必要な場合は、躊躇することなく、国（広島地方気象台・中国地方整備局）や県に助言を求めること。）
- ※ 発令基準例6及び7については、対象とする地域状況を勘案し、基準とするか判断すること

③ 【警戒レベル5】緊急安全確保（洪水等（水位周知河川）の場合）

- ※ 「立退き避難」を中心とした行動から「緊急安全確保」を中心とした行動変容を特に促したい場合に発令することが考えられ、例えば以下の1～5のいずれかに該当する場合は考えられる。ただし、以下のいずれかに該当した場合に必ず発令しなければならないわけではなく、また、これら以外の場合においても居住者等に行動変容を求めるために発令する。

(夜間であっても、躊躇することなく発令し、とるべき行動を伝達すること。)

(災害が切迫)

1. ○○川の○○水位観測所の水位が、氾濫開始相当水位である○○m に到達した場合  
(計算上、個別に定める危険箇所における水位が堤防天端高(又は背後地盤高)に到達している蓋然性が高い場合)
2. ○○川の洪水キキクル(洪水警報の危険度分布)で「災害切迫(黒)」が表示された場合(流域雨量指数が実況で大雨特別警報(浸水害)の基準



に到達した場合)

3. 堤防に異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべりの発生等により決壊のおそれが高まった場合
4. 樋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合や排水機場の運転を停止せざるをえない場合(支川合流部の氾濫のため発令対象区域を限定する)

**(災害発生を確認)**

5. 堤防が決壊又は越水・溢水が発生した場合(水防団等からの報告により把握できた場合)

**(留意事項)**

- ※ 警戒レベル5 緊急安全確保を発令した場合は、発令対象区域以外の区域について、水位情報や洪水キキクル(洪水警報の危険度分布)等を確認し、警戒レベル4 避難指示等の対象区域の範囲が十分であるかなど、既に実施済みの措置の内容を再度確認する必要がある。
- ※ 発令基準例1～4を理由に警戒レベル5 緊急安全確保を発令済みの場合、発令基準例5の災害発生を確認しても、同一の居住者等に対し、警戒レベル5 緊急安全確保を再度発令しない。具体的な災害の発生状況や考えられる被害、とり得る行動等を可能な限り居住者等に伝達することに注力すること。
- ※ 警戒レベル5 緊急安全確保の発令に資する情報について、施設の管理者である国や県、消防、警察、水防団等が把握した情報を共有できるようにしておくこと。

**【洪水キキクル(洪水警報の危険度分布)の利用上の留意点】**

- ※ 洪水キキクル(洪水警報の危険度分布)を活用する場合は、次の点に留意すること。
  - ・危険度の高まった紫色や赤色等の表示は河川の上流から下流へ移動してくる傾向があるので、上流地点の危険度も含めて確認すること。
  - ・河川管理者が発表する水位到達情報(氾濫警戒情報や氾濫危険情報等)に加え、「洪水キキクル(洪水警報の危険度分布)」を活用し、早い段階で警戒レベル4 避難指示等が発令すること。

**【チェックポイント】**

- ☞ 既に設定している発令基準と設定例を照合し、必要な見直しを行うこと。
- ☞ 台風等の接近に伴い、暴風警報や暴風特別警報が発表されている又は発表されるおそれがある場合は、避難行動が困難になる前に早めの判断を行うこと。特に夜間から明け方に暴風警報等が発表される場合には、住民が

安全な時間帯に避難を完了できるように、18時まで（7、8月は19時まで）に、避難所等の開設を行うこと。

- ☞ 堤防の決壊による浸水も想定すること。
- ☞ ダムの異常洪水時防災操作（計画規模を超える洪水時の操作、所謂「ただし書き操作」）は、ゲートダムについて、洪水がダムの洪水調節容量を超えると予測される場合に、ダムに入る洪水をそのまま下流に流すものであり、この操作を行う旨の予告通報があった場合、河川の急激な水位上昇を想定しておく必要がある。
- ☞ また、ゲートレスダムの場合は、洪水がダムの洪水調節容量を超えたとき、ダムに入る量がそのまま非常用洪水吐から流れるため、同様に注意が必要である。
- ☞ 降雨の状況によっては、水位が急激に上昇することも想定されるため、洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）のほか流域雨量指数の6時間先までの予測値（気象庁ホームページで確認が可能）も活用し、早い段階から警戒レベル4 避難指示等の発令の判断材料として活用すること。

### 7.1.(3) 「その他河川」に係る避難指示等の発令基準

その他河川等（小河川・下水道等を除く。）については、河川管理者や气象台等からの助言も求め、河川特性等に応じて避難指示等を発令する。

#### ① 【警戒レベル3】高齢者等避難（洪水等（その他河川）の場合）

1～3のいずれか1つに該当する場合に、警戒レベル3 高齢者等避難を発令する。

1. ○○川の○○水位観測所の水位が一定の水位（○○m）に到達し、次の(1)～(3)のいずれかにより、引き続き水位上昇のおそれがある場合
  - (1) 上流の水位観測所の水位が上昇している場合
  - (2) 洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）で「警戒」（赤色）が表示された場合（流域雨量指数が実況又は予測で洪水警報基準に到達する場合）
  - (3) 上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合（実況雨量や予測雨量において、累加雨量が○○mm以上、又は時間雨量が○○mm以上となる場合）
2. 堤防に軽微な漏水・侵食等が発見された場合
3. 警戒レベル3 高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（住民の避難に支障のない、18時まで（7、8月は19時まで）に発令）

（留意事項）

※ 発令基準例1については、河川の状況に応じて(1)～(3)のうち、適切な

方法を一つ又は複数選択すること。

- ※ 水位を観測していない場合や基準となる水位の設定ができない場合には、1の水位基準に代わり、(2)又は(3)を参考に目安とする基準を設定して発令することが考えられる。
- ※ 台風等の接近に伴い、暴風警報や暴風特別警報が発表されている又は発表されるおそれがある場合は、避難行動が困難になる前に早めの判断を行う必要がある。
- ※ 地震発生時には、地震により堤防の決壊、漏水・侵食も想定されるため、堤防の決壊等について情報収集に努めること。
- ※ 警戒レベル3高齢者等避難発令後は、水位情報や雨量情報等を監視するとともに、警戒レベル4避難指示等を遅滞なく発令することができるよう、発令基準や発令対象区域などを市町長等と確認すること。(専門的知見に基づく助言が必要な場合は、躊躇することなく、国(広島地方気象台・中国地方整備局)や県に助言を求めること。)

## ② 【警戒レベル4】避難指示(洪水等(其他河川)の場合)

1～5のいずれか1つに該当する場合に、警戒レベル4避難指示を発令する。

(1～3に該当する場合は、夜間であっても、躊躇することなく発令し、とるべき行動を伝達すること。)

1. ○○川の○○水位観測所の水位が一定の水位(○○m)に到達し、次の(1)～(3)のいずれかにより、引き続き水位上昇のおそれがある場合
  - (1) 上流の水位観測所の水位が上昇している場合
  - (2) 洪水キキクル(洪水警報の危険度分布)で「危険」(紫色)が表示された場合(警戒レベル4相当情報[洪水])(流域雨量指数が実況又は予測で洪水警報基準を大きく超過する場合)
  - (3) 上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合(実況雨量や予測雨量において、累加雨量が○○mm以上、又は時間雨量が○○mm以上となる場合)
2. 堤防に異常な漏水・侵食等が発見された場合
3. ○○ダムの管理者から、異常洪水時防災操作開始予定の通知があった場合
4. 警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合(住民の避難に支障のない、18時まで(7、8月は19時まで)に発令)
5. 警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想され

る場合（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令）

（留意事項）

- ※ 発令基準例1については、河川の状況に応じて(1)～(3)のうち、適切な方法を一つ又は複数選択すること。
- ※ 発令基準例4及び5については、対象とする地域状況を勘案し、基準とするか判断すること。
- ※ 水位を観測していない場合や基準となる水位の設定ができない場合には、1の水位基準に代わり、上記(2)又は(3)を参考に目安とする基準を設定し、河川カメラ画像や水防団からの報告等を活用して発令する。
- ※ その他河川においては、氾濫危険水位（レベル4水位）が設定されていないため、基準とする水位として、氾濫注意水位（警戒水位）（レベル2水位）を参考とすることも考えられる。
- ※ 台風等の接近に伴い、暴風警報や暴風特別警報が発表されている又は発表されるおそれがある場合は、避難行動が困難になる前に早めの判断を行う必要がある。
- ※ 地震発生時には、地震により堤防の決壊、漏水・侵食も想定されるため、堤防の決壊等について情報収集に努めること。
- ※ 警戒レベル4避難指示発令後は、水位情報や雨量情報等を監視するとともに、状況の悪化による発令対象区域の拡大や警戒レベル5緊急安全確保を遅滞なく発令することができるよう、発令基準や発令対象区域などを市町長等と確認すること。（専門的知見に基づく助言が必要な場合は、躊躇することなく、国（広島地方気象台・中国地方整備局）や県に助言を求めること。）

### ③ 【警戒レベル5】緊急安全確保（洪水等（その他河川）の場合）

- ※ 「立退き避難」を中心とした行動から「緊急安全確保」を中心とした行動変容を特に促したい場合に発令することが考えられ、例えば以下の1～6のいずれかに該当する場合は考えられる。ただし、以下のいずれかに該当した場合に必ず発令しなければならないわけではなく、また、これら以外の場合においても居住者等に行動変容を求めるために発令する。

（夜間であっても、躊躇することなく発令し、とるべき行動を伝達すること。）

（災害が切迫）

1. ○○川の○○水位観測所の水位が堤防高（又は背後地盤高）である○○m

に到達した場合

2. ○○川の洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）で「災害切迫（黒）」（警戒レベル5相当情報「洪水」）が表示した場合（流域雨量指数が実況で大雨特別警報（浸水害）基準に到達した場合）
3. 堤防に異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべりの発生等により決壊のおそれが高まった場合
4. 樋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合や排水機場の運転を停止せざるをえない場合（支川合流部の氾濫のため発令対象区域を限定する）
5. 大雨特別警報（浸水害）が発表された場合（※大雨特別警報（浸水害）は市町単位を基本として発表されるが、警戒レベル5緊急安全確保の発令対象区域は適切に絞り込むこと）

#### （災害発生を確認）

6. 堤防の決壊又は越水・溢水が発生した場合（水防団等からの報告により把握できた場合）

#### （留意事項）

- ※ 発令基準例1～5を理由に警戒レベル5緊急安全確保を発令済みの場合、発令基準例6の災害発生を確認しても、同一の居住者等に対し、警戒レベル5緊急安全確保を再度発令しない。具体的な災害の発生状況や考えられる被害、とり得る行動等を可能な限り居住者等に伝達することに注力すること。
- ※ 発令基準1について、危機管理型水位計が設置されている場合は、設置されている箇所での氾濫開始水位への到達状況を確認することができる。
- ※ 発令基準2について、洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）で「災害切迫（黒）」が表示した場合（流域雨量指数が実況で大雨特別警報（浸水害）基準に到達した場合）を、警戒レベル5緊急安全確保の発令の判断材料とする。
- ※ 警戒レベル5緊急安全確保を発令した場合は、発令対象区域以外の区域について、水位情報や洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）等を確認し、警戒レベル4避難指示等の対象区域の範囲が十分であるかなど、既に実施済みの措置の内容を再度確認する必要がある。
- ※ 警戒レベル5緊急安全確保の発令に資する情報について、施設の管理者である国や県、消防、警察、水防団等が把握した情報を共有できるようにしておくこと。

**【洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）の利用上の留意点】**

- ※ 洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）を活用する場合は、次の点に留意すること。
  - 危険度の高まった紫色や赤色等の表示は河川の上流から下流へ移動してくる傾向があるので、上流地点の危険度も含めて確認すること。
  - 水位の観測を行っていないその他河川等については、カメラ画像や水防団からの報告等の現地情報に加え、「洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）」を活用し、早い段階で警戒レベル4 避難指示等を発令すること。
- ※ その他河川については、水位周知河川より、流域面積が小さく、降雨により水位が急激に上昇する機会が多いため、洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）のほか流域雨量指数の6時間先までの予測値も活用し、早い段階から警戒レベル4 避難指示等の発令の判断材料として活用すること。

**【用語解説】（流域雨量指数）**

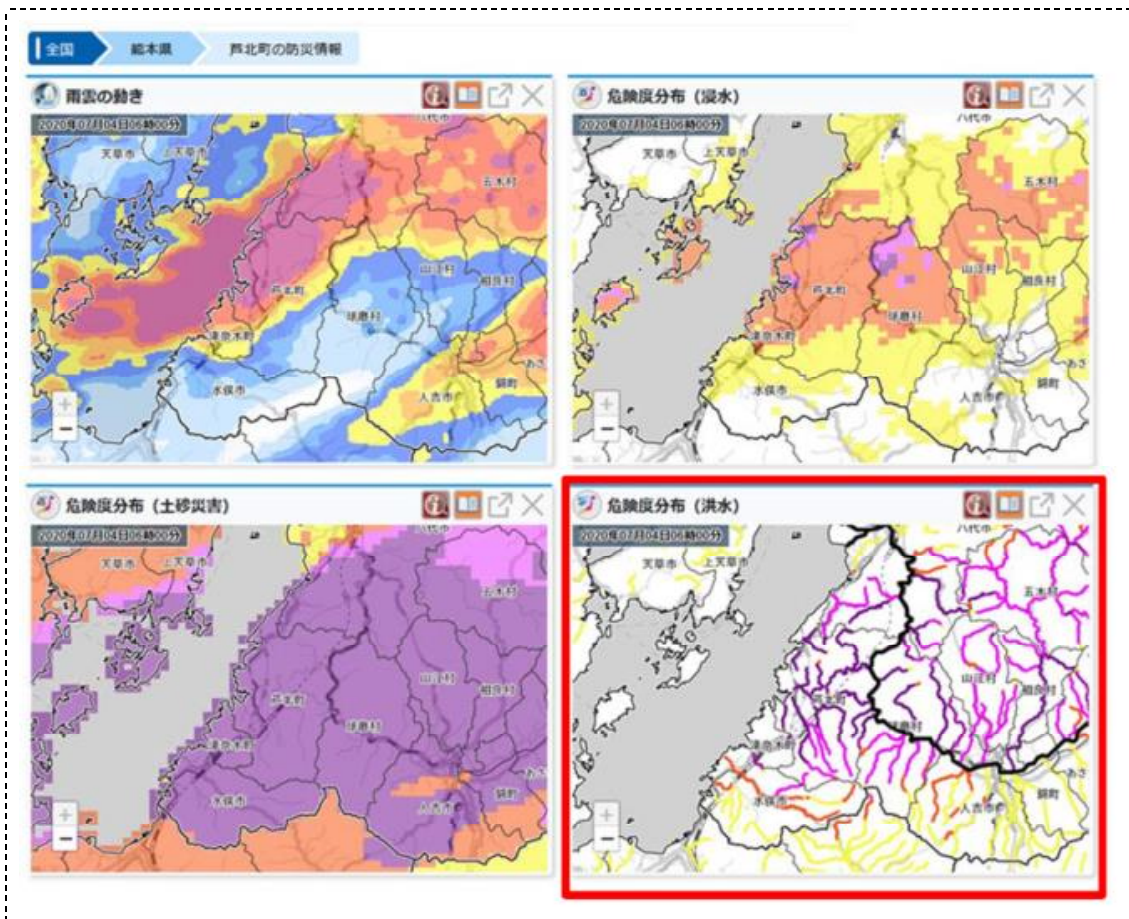
河川の上流域に降った雨によって、下流の対象地点の洪水危険度がどれだけ高まるかを把握するための指標。これまでに降った雨（解析雨量）と今後降ると予想される雨（降水短時間予報）を取り込んで、流出過程（タンクモデル）と流下過程（運動方程式）を簡易的に考慮して計算し、洪水危険度の高まりを指数化したもの。各地の气象台が発表する洪水警報・注意報の判断基準に用いられる。水位周知河川及びその他河川の氾濫において、6時間先までの予測値の洪水警報基準への到達状況が警戒レベル3 高齢者等避難等の発令の判断に活用できる。なお、3時間先までの洪水危険度の面的分布の把握には「洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）」が活用できる。

**【用語解説】（洪水キキクル（洪水警報の危険度分布））**

「洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）」は、洪水警報を補足する情報である。指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水災害発生の危険度の高まりの予測を示しており、洪水警報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。流域雨量指数の実況値又は3時間先までの予測値が洪水警報等の基準値に到達したかどうかで、危険度を5段階に判定し、色分け表示している。

令和3年2月24日より、気象庁ホームページがリニューアルされ、雨雲画像と3種類の危険度分布（土砂災害、浸水害、洪水）を一つの画面で監視できるようになっている。

([https://www.jma.go.jp/bosai/#pattern=rain_level](https://www.jma.go.jp/bosai/#pattern=rain_level))



#### 【水位周知下水道の留意点】

- ※ 水位周知下水道の指定については、平成27年5月の水防法の改正を受け、今後、下水道管理者により指定されることとなるため、指定状況について、各市町の下水道所管部局と連携し、情報共有を図ること。
- ※ 今後、水位周知下水道が指定された場合は、水位周知下水道における内水氾濫については、内水氾濫危険水位（警戒レベル4相当情報[内水氾濫]）に到達した場合に警戒レベル4避難指示を発令。
- ※ また、下水道は流域面積が相当小さく、降雨により急激に水位が上昇するが多いため、それに備え、早い段階から台風情報や気象警報等、予測情報を活用して防災体制、水防体制を整えておくことが重要である。

#### 【防災重点ため池について】

- ※ 防災重点ため池については、浸水想定区域図を参考に区域を設定することが考えられる。
- ※ 防災重点ため池については、ため池の管理者等から報告される情報（水位や施設の状況等）をもとに警戒レベル4避難指示等が発令する。
- ※ また、防災重点ため池の管理者等との情報伝達体制を整え、管理者等から警戒レベル4避難指示等発令の判断に必要な情報提供を受けられるようにしておく必要がある。

### 【チェックポイント】

- ☞ その他河川等について、立退き避難が必要な区域があるかを確認し、必要な場合は、発令基準（判断材料）をあらかじめ定めておくこと。
- ☞ その他河川等の場合は、浸水が極めて短時間で発生する 경우가多く、警戒レベル4 避難指示等の発令が間に合わないことも想定されるため、自宅に留まることで命に危険が及ぶおそれがある居住者等については、身の危険を感じたら警戒レベル4 避難指示の発令を待たず、自発的かつ速やかに指定緊急避難場所あるいは「近隣の安全な場所」への立退き避難を、屋外移動が危険と判断されるような場合は、「警戒レベル5 緊急安全確保」を行うよう、日頃から周知しておく必要がある。

### 【参考】 浸水の危険がある場合

その他河川等のうち、水路・下水道等については、下水道の処理能力を超える降雨があったり、流入先の河川の水位の上昇によって排水機場の運転が停止せざるを得なくなったり、機能が低下したりすることで浸水が発生する 경우가ほとんどであるが、当該浸水が居住者等に命の危険を及ぼさないと考えられる場合には、基本的には避難情報の発令対象としない。

ただし、当該浸水が居住者等の命を脅かすと考えられる場合には避難情報を発令することが考えられ、氾濫地域に対し避難情報の発令を検討する場合には、大雨警報（浸水害）の危険度分布を参考としたり、雨量を参考とした避難情報の基準を別途設定したり、突発的な浸水に備え流入先の河川水位を参考とした避難情報の基準を別途設定すること等が考えられる。

※ 短時間の強雨などにより、小河川・下水道等から氾濫し、浸水するおそれのある場所について、必要に応じて、警戒レベル4 避難指示等を発令する。

※ 「警戒レベル3 高齢者等避難」の発令基準の設定例は、次のとおり。

➤ 大雨警報（浸水害）の危険度分布で「警戒（赤色）」が表示された場合

※ 「警戒レベル4 避難指示」の発令基準の設定例は、次のとおり。

➤ 大雨警報（浸水害）の危険度分布で「危険（紫色）」が表示された場合

## 7.1. (4) 避難指示等の解除

### 1. 洪水予報河川・水位周知河川

- 水位が氾濫危険水位（レベル4 水位）及び背後地盤高を下回り、水位の低下傾向が顕著であり、上流域での降雨がほとんどない場合を基本とする。
- 堤防決壊による浸水が発生した場合の解除については、河川からの氾濫のおそれがなくなった段階を基本として、解除するものとする。

### 2. その他河川等



- 当該河川又は下水道の水位が十分下がり、かつ、その他河川等については当該河川の洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）で示される危険度や流域雨量指数の予測値が下降傾向である場合、下水道については降雨がほとんど予想されていない場合を基本として、解除するものとする。

## 7.2 土砂災害

- 土砂災害に関するメッシュ情報には、県が提供する「土砂災害危険度情報」と気象庁が提供する「土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）」がある。このガイドラインでは、県が提供している「土砂災害危険度情報」を用いた設定例としている。
- 市町マニュアルにおいて、該当の発令基準を設定する場合、わかりやすさや情報の混同を避けるため、県が提供する「土砂災害危険度情報」と気象庁が提供する「土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）」のどちらを採用しているかを明確にし、情報の取扱いが適切に行われるようにすること。
- 土砂災害危険度情報と土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）の色分けは次のとおり。

区 分		土砂災害危険度情報 (広島県)	【参考】土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布） (気象庁)
実況で大雨特別警報（土砂災害）の指標に用いる基準に到達		黒	黒 警戒レベル5相当 情報[土砂災害]
実況で土砂災害警戒情報の基準に到達		最も濃い紫（行政版のみ）※1	紫 警戒レベル4相当 情報[土砂災害]
予想で土砂災害警戒情報の基準に到達	1時間後に到達	濃い紫（行政版のみ）※1	
	2時間後に到達	紫	
	3時間後に到達	最も薄い紫（行政版のみ）※1 ※2	赤 警戒レベル3相当 情報[土砂災害]
実況又は予想で大雨警報（土砂災害）の基準に到達		赤	
実況又は予想で大雨注意報の基準に到達		黄	黄 警戒レベル2相当 情報[土砂災害]

※1 広島県土砂災害危険度情報（行政版）でのみ表示される情報である。

※2 3時間後に土砂災害警戒情報の基準に到達する予想があったとしても、土砂キキクルの色は黄色または無色の場合もある。

### 7.2.(1) 「土砂災害」に係る避難指示等の発令基準

#### ① 【警戒レベル3】高齢者等避難（土砂災害の場合）

1～3のいずれか1つに該当する場合に、警戒レベル3 高齢者等避難を発令する。

1. 大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3相当情報[土砂災害]）が発表され、かつ、「土砂災害危険度情報の実況又は予想で大雨警報の土壌雨量指数基準

に到達（警戒レベル3相当情報[土砂災害]、メッシュを赤色で表示）する場合

（※大雨警報（土砂災害）は市町村単位を基本として発表されるが、警戒レベル3高齢者等避難の発令対象区域は適切に絞り込むこと）

2. 数時間後に避難経路等の事前通行規制等の基準値に達することが想定される場合
3. 警戒レベル3高齢者等避難の発令が必要となるような強い雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3相当情報[土砂災害]）に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合など）（住民の避難に支障のない、18時まで（7、8月は19時まで）に発令）

（留意事項）

- ※ 上記1～3に加え、雨量と土砂災害発生との関係に関する知見等に基づき設定が可能な場合は、「市町内の雨量観測地点や土砂災害危険箇所等で、既に累加雨量が一定量を超え、その時点以降に降雨の継続が予想される場合」を、発令基準に設定してもよい。
- ※ 「土砂災害危険度情報」は、最大2～3時間先までの予測であるため、上記1において、高齢者等の避難行動完了までに、より多くの猶予時間が必要な場合には、「土砂災害危険度情報」において危険度が高まる前に、大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3相当情報[土砂災害]）の発表に基づき、警戒レベル3高齢者等避難の発令を検討すること。
- ※ 警戒レベル3高齢者等避難発令後は、土砂災害危険度情報や雨量情報等を監視するとともに、警戒レベル4避難指示等を遅滞なく発令することができるよう、発令基準や発令対象区域などを市町長等と確認すること。（専門的知見に基づく助言が必要な場合は、躊躇することなく、国（広島地方気象台・中国地方整備局）や県に助言を求めること。）

## ② 【警戒レベル4】避難指示（土砂災害の場合）

1～5のいずれか1つに該当する場合に、警戒レベル4避難指示を発令する。

（1～2、5に該当する場合は、夜間であっても、躊躇することなく発令し、とるべき行動を伝達すること。）

1. 土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当情報[土砂災害]）が発表された場合（※土砂災害警戒情報は市区町単位を基本として発表されるが、警戒レベル4避難指示の発令対象区域は適切に絞り込むこと）

2. 大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3相当情報[土砂災害]）が発表され、かつ、「土砂災害危険度情報」の予想で土砂災害警戒情報の基準に到達（警戒レベル4相当情報[土砂災害]、メッシュを紫色又は濃い紫色で表示）する場合
3. 警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（住民の避難に支障のない、18時まで（7、8月は19時まで）に発令）
4. 警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令）
5. 土砂災害の前兆現象（山鳴り・湧き水・地下水の濁り、溪流の水量の変化等）が発見された場合

（留意事項）

- ※ 上記1～5に加え、雨量と土砂災害発生との関係に関する知見等に基づき設定が可能な場合は、「市町内の雨量観測地点や土砂災害危険箇所等で、既に累積雨量が一定量を超え、その時点以降に降雨の継続が予想される場合」を、発令基準に設定してもよい。
- ※ 事前通行規制や冠水等により避難経路の安全な通行が困難となる場合は、規制等の基準と避難に要する時間を考慮して検討すること。
- ※ 台風等の接近に伴い、暴風警報等が発表されている又は発表されるおそれがある場合は、避難行動が困難になる前に早めに判断すること。
- ※ 警戒レベル4避難指示発令後は、土砂災害危険度情報や雨量情報等を監視するとともに、重ねて警戒レベル4避難指示又は、警戒レベル5緊急安全確保を遅滞なく発令することができるよう、発令基準や発令対象区域などを市町長等と確認すること。（専門的知見に基づく助言が必要な場合は、躊躇することなく、国（広島地方気象台・中国地方整備局）や県に助言を求めること。）

③ 【警戒レベル5】緊急安全確保（土砂災害の場合）

- ※ 「立退き避難」を中心とした行動から「緊急安全確保」を中心とした行動変容を特に促したい場合に発令することが考えられ、例えば以下の1～3のいずれかに該当する場合が考えられる。ただし、以下のいずれかに該当した場合に必ず発令しなければならないわけではなく、また、これら以外の場合においても居住者等に行動変容を求めるために発令する。

(夜間であっても、躊躇することなく発令し、とるべき行動を伝達すること。)

#### (災害が切迫)

1. 大雨特別警報（土砂災害）（警戒レベル5相当情報[土砂災害]）が発表された場合  
(※大雨特別警報（土砂災害）は市町単位を基本として発表されるが、警戒レベル5緊急安全確保の発令対象区域は適切に絞り込むこと)
2. 「土砂災害危険度情報」の実況で大雨特別警報（土砂災害）の指標に用いる基準に到達（警戒レベル5相当情報[土砂災害]、メッシュを黒色で表示）する場合

#### (災害発生を確認)

3. 土砂災害の発生が確認された場合

#### (留意事項)

- ※ 警戒レベル5緊急安全確保を発令した場合は、発令対象区域以外の区域について、土砂災害危険度情報を参照し、警戒レベル4避難指示等の対象区域の範囲が十分であるかなど、既の実施済みの措置の内容を再度確認する必要がある。
- ※ 警戒レベル5緊急安全確保の発令に資する情報について、施設の管理者である国や県、消防、警察等が把握した情報を共有できるようにしておくこと。
- ※ 発令基準例1～2を理由に警戒レベル5緊急安全確保を発令済みの場合、発令基準例3の災害発生を確認しても、同一の居住者等に対し、警戒レベル5緊急安全確保を再度発令しない。具体的な災害の発生状況や考えられる被害、とり得る行動等を可能な限り居住者等に伝達することに注力すること。

#### 【大雨特別警報（土砂災害）（警戒レベル5相当情報[土砂災害]）について】

大雨特別警報（土砂災害）（警戒レベル5相当情報[土砂災害]）は、人命を脅かす極めて危険な土砂災害が既に発生している蓋然性が高い状況で発表する情報であることから、大雨特別警報（土砂災害）（警戒レベル5相当情報[土砂災害]）の発表を警戒レベル5緊急安全確保の発令の判断材料とする。

なお、発令対象区域の絞り込みについては、土砂災害危険度情報において「極めて危険（最も濃い紫）」（実況で土砂災害警戒情報の基準に到達）のメッシュが出現し、そのメッシュが土砂災害警戒区域等と重なった場合、あらかじめ警戒レベル5緊急安全確保の発令単位として設定した地域内の土砂災害警戒区域等に警戒レベル5緊急安全確保を発令する。

また、既に発令した警戒レベル4避難指示等の対象区域の範囲が十分であるか

どうかなどを再度確認するために用いる。

具体的には土砂災害危険度情報を参照し、対応すべき事項は次のとおりである。

- 1 警戒レベル3 高齢者等避難を発令している地域（区域）においては、警戒レベル3 高齢者等避難の対象地域（区域）の範囲の拡大又は警戒レベル4 避難指示や警戒レベル5 緊急安全確保への切替えが必要かどうか判断する。
- 2 警戒レベル4 避難指示を発令している地域（区域）においては、状況の悪化による発令対象区域の拡大や警戒レベル5 緊急安全確保への切替えが必要かどうか判断する。
- 3 避難情報を発令していない地域（区域）においては、警戒レベル3 高齢者等避難、警戒レベル4 避難指示又は警戒レベル5 緊急安全確保の発令が必要かどうか判断する。

## 7.2. (2) 避難指示等の解除

土砂災害警戒情報（警戒レベル4 相当情報[土砂災害]）が解除された段階を基本とするが、土砂災害は降雨が終わったあとでも発生することがあるため、今後まとまった降雨が見込まれないことを確認するとともに、現地の状況を踏まえ、土砂災害の危険性について総合的に判断することが必要となる。国・県の土砂災害等の担当者に助言を求めることを検討すること。

### 【チェックポイント】

- ☞ 既に設定している発令基準と設定例を照合し、必要な見直しを行うこと。
- ☞ 台風の接近に伴い、暴風警報や暴風特別警報が発表されている又は発表されるおそれがある場合は、避難行動が困難になる前に早めの判断を行うこと。
- ☞ 土砂災害警戒区域・危険箇所等の居住者等は、警戒レベル3 高齢者等避難が発令された段階で、指定緊急避難場所へ避難することが推奨されるため、居住者等への周知を日頃から徹底しておく必要がある。

## 7.3 高潮

### 7.3. (1) 「高潮」に係る避難指示等の発令基準

#### ① 【警戒レベル3】 高齢者等避難（高潮の場合）

1～4のいずれか1つに該当する場合に、警戒レベル3 高齢者等避難を発令する。

1. 高潮注意報が発表され、当該注意報が警報に切り替わる可能性が高い旨に

- 言及された場合（数時間先に高潮警報が発表される状況の時に発表）
2. 高潮注意報が発表され、台風情報で、台風の暴風域が市町にかかると予想されている、又は台風が市町に接近することが見込まれる場合
  3. 警戒レベル3 高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（住民の避難に支障のない、18時まで（7、8月は19時まで）に発令）
  4. 「伊勢湾台風」級の台風が接近し、上陸24時間前に、特別警報発表の可能性のある旨、府県気象情報や気象庁の記者会見等により周知された場合

（留意事項）

- ※ 警戒レベル3 高齢者等避難発令後は、潮位情報等を監視するとともに、警戒レベル4 避難指示等を遅滞なく発令することができるよう、発令基準や発令対象区域などを市町長等と確認すること。（専門的知見に基づく助言が必要な場合は、躊躇することなく、国（広島地方気象台・中国地方整備局）や県に助言を求めること。）

【用語解説】（「伊勢湾台風」級の台風）

中心気圧 930hPa 以下又は最大風速 50m/s 以上の台風

② 【警戒レベル4】避難指示（高潮の場合）

1～3のいずれか1つに該当する場合に、警戒レベル4 避難指示を発令する。

（1、3に該当する場合は、夜間であっても、躊躇することなく発令し、とるべき行動を伝達すること。）

1. 高潮警報（警戒レベル4相当情報[高潮]）あるいは高潮特別警報（警戒レベル4相当情報[高潮]）が発表された場合
2. 警戒レベル4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（高潮注意報が発表され、当該注意報において、夜間～翌日早朝までに警報に切り替える可能性が高い旨に言及される場合など）（住民の避難に支障のない、18時まで（7、8月は19時まで）に発令）
3. ○○潮位観測所が、高潮警報（警戒レベル4相当情報[高潮]）の潮位基準であるT.P.○.○mに達すると予想される場合

（留意事項）

- ※ 高潮警報は潮位が警報基準に達すると予想される場合に暴風が吹き始めて屋外への立退き避難が困難となるタイミングも考慮して約3～6時間前に

発表されるが、避難行動に要する時間により余裕を持たせる場合には、台風情報や強風注意報等を判断材料に、警戒レベル4避難指示に先立ち警戒レベル3高齢者等避難を早めに発令すること。

- ※ 地震発生時には、地震により堤防の決壊、漏水・侵食も想定されるため、堤防の決壊等について情報収集に努めること。
- ※ 暴風警報等に記載されている警報級の時間帯（特に暴風の吹き始める時間帯）にも留意して、暴風で避難できなくなる前に警戒レベル4避難指示を発令する必要がある。
- ※ 警戒レベル4避難指示発令後は、潮位情報等を監視するとともに、状況の悪化による発令対象区域の拡大や警戒レベル5緊急安全確保を遅滞なく発令することができるよう、発令基準や発令対象区域などを市町長等と確認すること。（専門的知見に基づく助言が必要な場合は、躊躇することなく、国（広島地方気象台・中国地方整備局）や県に助言を求めること。）
- ※ 高潮が予想される状況下においては、台風等の接近に伴い風雨が強まり、立退き避難が困難になる場合が多い。このため、台風等の暴風域に入る前に暴風警報又は暴風特別警報が発表された場合は、潮位の上昇が始まるより前に暴風で避難できなくなるおそれがあることから、高齢者等のみならず立退き避難の対象区域の全ての居住者等が避難行動をとる必要があることに留意し、暴風で避難できなくなる前に警戒レベル4避難指示の発令を検討する。
- ※ 高潮特別警報の場合は、広範囲の居住者等の避難が必要で、より多くの時間が必要になることから、警戒レベル4避難指示をより早めに判断・発令することが望ましい。このため、特別警報発表の可能性を言及する府県気象情報や気象庁の記者会見等も特に注視すること。
- ※ 潮位に応じて、立退き避難が必要な地域、避難に必要なリードタイムが異なることから、予想最高潮位が高いほど警戒レベル4避難指示の発令対象区域が広くなり、より速やかな発令が必要となることに留意する。

### ③ 【警戒レベル5】緊急安全確保（高潮の場合）

- ※ 「立退き避難」を中心とした行動から「緊急安全確保」を中心とした行動変容を特に促したい場合に発令することが考えられ、例えば以下の1～3のいずれかに該当する場合が考えられる。ただし、以下のいずれかに該当した場合に必ず発令しなければならないわけではなく、また、これら以外の場合においても居住者等に行動変容を求めるために発令する。

（夜間であっても、躊躇することなく発令し、とるべき行動を伝達すること。）

**(災害が切迫)**

1. 水門、陸閘等の異常が確認された場合

**(災害発生を確認)**

2. 海岸堤防等が決壊した場合
3. 異常な越波・越流が発生した場合

**(留意事項)**

- ※ 発令基準例 1 を理由に警戒レベル 5 緊急安全確保を発令済みの場合、発令基準例 2～3 の災害発生を確認しても、同一の居住者等に対し、警戒レベル 5 緊急安全確保を再度発令しない。具体的な災害の発生状況や考えられる被害、とり得る行動等を可能な限り居住者等に伝達することに注力すること。
- ※ 警戒レベル 5 緊急安全確保を発令した場合は、発令対象区域以外の区域について、警戒レベル 4 避難指示等の対象区域の範囲が十分であるかなど、既に実施済みの措置の内容を再度確認する必要がある。
- ※ 警戒レベル 5 緊急安全確保の発令に資する情報について、施設の管理者である国や県、消防、警察等が把握した情報を共有できるようにしておくこと。

**【高潮警報・高潮特別警報（警戒レベル 4 相当情報[高潮]）について】**

高潮警報（警戒レベル 4 相当情報[高潮]）は、高潮により命に危険が及ぶおそれがあると予想される場合に、暴風が吹き始めて屋外への立退き避難が困難となるタイミングも考慮して、暴風が吹き始める 3～6 時間前又は潮位が高潮警報基準を超える 3～6 時間前に発表される。また、高潮特別警報（警戒レベル 4 相当情報[高潮]）は、数十年に一度の強度の台風や温帯低気圧等（以下「台風等」という。）により高潮になると予想される場合に高潮警報を高潮特別警報として発表される。つまり、高潮警報又は高潮特別警報発表後から数時間で高潮からの避難が困難となる可能性があるということである。

**7.3.(2) 避難指示等の解除**

高潮警報（警戒レベル 4 相当情報[高潮]）が解除された段階を基本として、解除するものとする。

浸水被害が発生した場合は、浸水が解消した段階を基本として、解除するものとする。

**【注意】**

※ 平成 27 年 5 月の水防法の改正を受け、海岸管理者が「水位周知海岸」を指定することとされており、今後、水位周知海岸が指定されたのち、水位周知海岸



に係る高潮氾濫発生情報を警戒レベル5緊急安全確保の発令基準とする。

#### 【チェックポイント】

- ☞ 既に設定している発令基準と設定例を照合し、必要な見直しを行うこと。
- ☞ 堤防の決壊による浸水も想定すること。

### 7.4 津波

#### 7.4.(1) 避難指示の発令基準

1～2のいずれか1つに該当する場合に、避難指示を発令する。  
(夜間であっても、躊躇することなく発令し、とるべき行動を伝達すること。)

1. 大津波警報、津波警報、津波注意報の発表
2. 停電、通信途絶等により、津波警報等を適時に受けることができない状況において、強い揺れを感じた場合、あるいは、揺れは弱くても、1分程度以上の長い揺れを感じた場合

(留意事項)

- ※ どのような津波であれ、危険地域からの一刻も早い避難が必要であることから、高齢者等避難は発令せず、避難指示のみを発令する。
- ※ 遠地で発生した地震や海底火山噴火等（我が国から遠く離れた場所で発生した地震や海底火山噴火等）に伴う津波のように到達までに相当の時間があるものについては、津波警報等が発表されることを認識し、津波警報等が発表前であっても、その内容により必要に応じて、高齢者等避難の発令を検討するものとする。
- ※ 地震発生時には、地震により堤防の決壊、漏水・侵食も想定されるため、堤防の決壊等について情報収集に努めること。

#### 7.4.(2) 避難指示の解除

大津波警報・津波警報・津波注意報がすべて解除された段階を基本として、解除するものとする。

浸水被害が発生した場合は、浸水が解消した段階を基本として、解除するものとする。

#### 【チェックポイント】

- ☞ 既に設定している発令基準と設定例を照合し、必要な見直しを行うこと。
- ☞ 津波については、「避難指示」のみを発令すること。
- ☞ 堤防の決壊による浸水も想定すること。

## 7.5 複数の災害を考慮すべき地域

地域によっては洪水、土砂災害等の複数の災害からの立退き避難を想定すべきところがあり、それぞれの災害のリスクに応じて避難を行う必要がある。

複数の河川からの浸水が想定される地域においては、複数の河川からの浸水が同じ降雨で発生することも想定し、全ての浸水深のうち最も大きい浸水深を基準にして、立退き避難等の避難行動をとる必要がある。

### 関連情報

#### 【同地域で異なる種別の災害のおそれが高まった場合の避難情報の発令】

例えば、洪水浸水想定区域かつ土砂災害警戒区域の居住者等に対し、洪水による浸水のおそれが高まったために警戒レベル4避難指示を発令した後、土砂災害のおそれが高まった場合の警戒レベル4避難指示の発令について考える。

この場合、同区域に対して土砂災害を理由に警戒レベル4避難指示を再度「発令」するのではなく、既に警戒レベル4避難指示を発令済みであること及び新たに土砂災害の危険が高まったことを状況変化の追加情報として提供し、居住者等に避難を重ねて呼びかけることとなる。

なお、洪水は「屋内安全確保」することも可能である一方で、土砂災害は「立退き避難」が基本であることから、同区域の居住者等に求める避難行動は、先に洪水による浸水のおそれが高まった時点で発令した警戒レベル4避難指示の時点で、「屋内安全確保」は推奨せず「立退き避難」のみを求めるなど、複数の災害リスクのある区域等の居住者等に対しては、それらの災害が同時に発生した場合にとるべき行動を、避難情報の発令時点から求める必要がある。

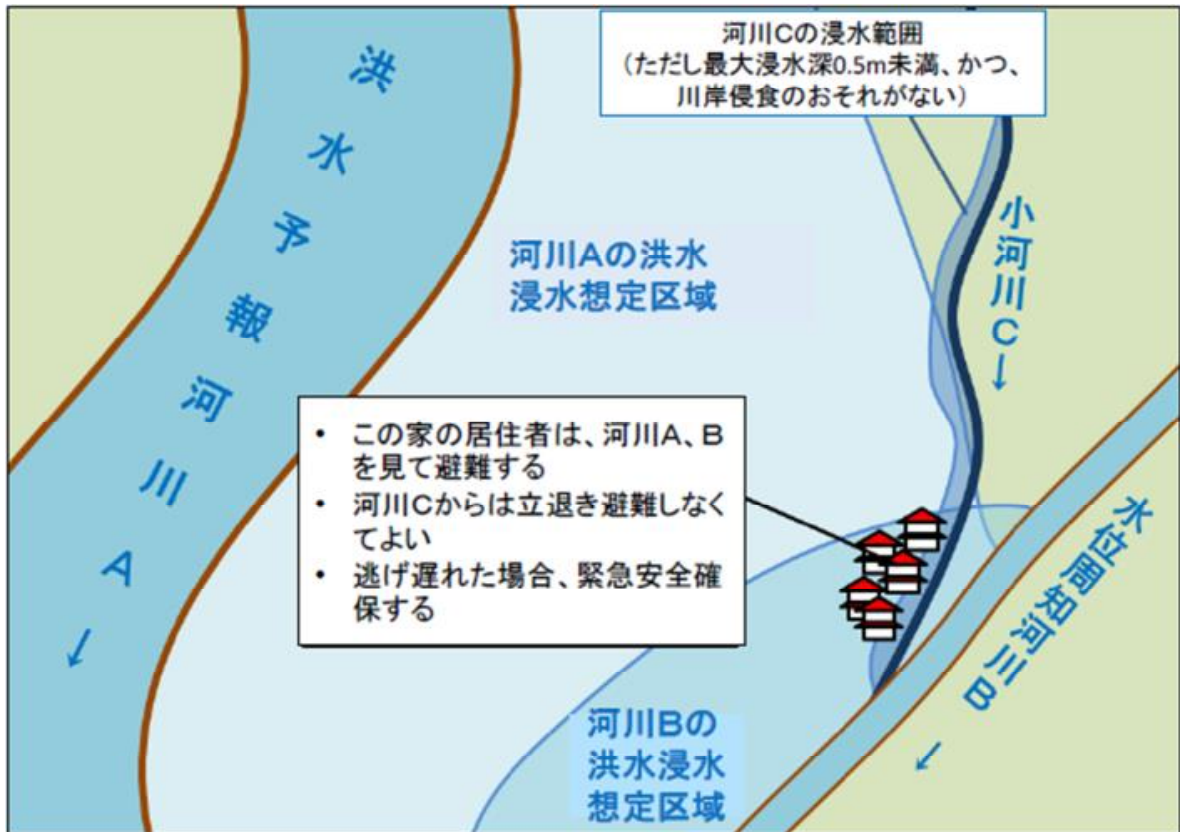


図 洪水の浸水範囲が重複する事例（イメージ）



図 洪水の浸水範囲と土砂災害警戒区域が重複する事例（イメージ）

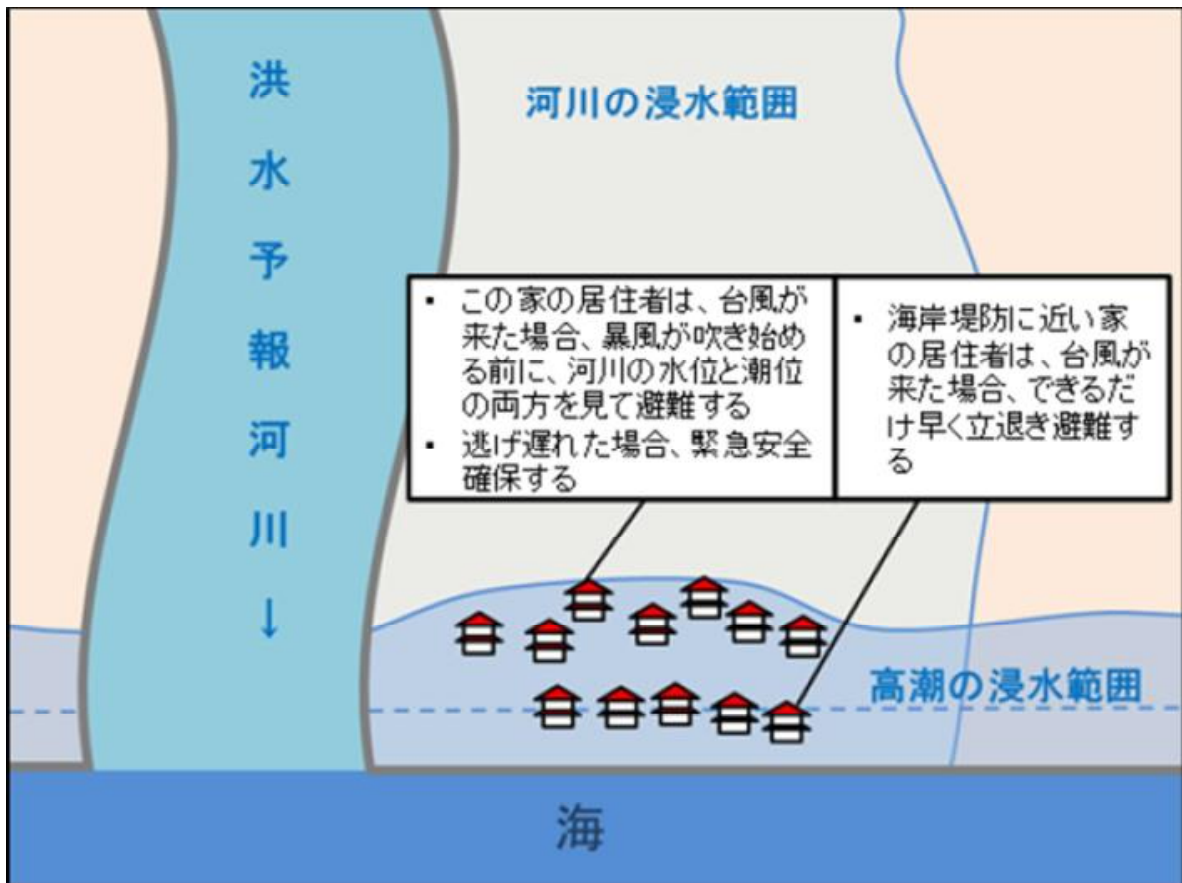


図 洪水と高潮の浸水範囲が重複する事例（イメージ）

## 8 情報の入手・分析

### 8.1 関係機関の協力・助言

#### 8.1.(1) 発令基準の設定における協力・助言

河川管理者、海岸管理者又は砂防関係機関等は、施設を設計するに当たり、過去の災害における降雨量や水位等のデータを保有している。

このため、避難情報の発令基準を設定する際には、これらの機関の協力を積極的に求めること。

#### 【参考：災害対策基本法】

（関係行政機関等に対する協力要求）

第二十一条 都道府県防災会議及び市町村防災会議（地方防災会議の協議会を含む。以下次条において「地方防災会議等」という。）は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長及び関係地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関並びにその他の関係者に対し、資料又は情報の提供、意見の表明その他必要な協力を求めることができる。

### 8.1. (2) 発令時における協力・助言

避難情報の発令に際し、リアルタイムのデータや専門的知見に基づく助言が必要な場合は、躊躇することなく、国（広島地方気象台・中国地方整備局）や県に助言を求める。

また、これらの機関から能動的に助言があった場合には、これらの機関が専門的見地から尋常でない危機感を抱いているということであり、重要な判断材料として受け止めること。

**【参考：災害対策基本法】（指定行政機関の長等による助言）**

第六十一条の二 市町村長は、第六十条第一項の規定により避難のための立退きを勧告し、若しくは指示し、又は同条第三項の規定により屋内での待避等の安全確保措置を指示しようとする場合において、必要があると認めるときは、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は都道府県知事に対し、当該勧告又は指示に関する事項について、助言を求めることができる。この場合において、助言を求められた指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は都道府県知事は、その所掌事務に関し、必要な助言をするものとする。

### 8.2 情報の入手（リアルタイムで入手できる防災気象情報等）

国（気象庁・国土交通省）や県は、防災情報システム等により、リアルタイムの降水量・水位等の数値や範囲を示す情報を配信しており、また、様々なWebサイトを通じて、水位等に加えて映像情報も提供されているので、これらの情報を有効に活用し、常に最新の情報を入手・把握するよう努めること。

避難情報の発令にあたり参考となる防災気象情報等については、情報を入手する手段を確認しておく。気象庁や国土交通省、県が提供する防災気象情報等については、市町が発令する避難情報の参考となるレベルも提供され、特に、避難情報に直結する防災気象情報等については、迅速かつ確実に入手し、避難情報の発令が遅れないようにしておく。

（※巻末資料1「参考とする情報一覧」を参照。）

### 8.3 情報の分析

降雨量・水位等の数値が避難指示等の発令基準に到達する前に、防災情報システム等によりリアルタイムのデータを調べ、災害発生危険性を分析することとし、情報分析には、時間を要する場合もあるため、必要な情報については、早めの確認を心掛けること。土砂災害や高潮で、大雨や高潮の注意報が発表される中で、警報へ切り替わる可能性に言及された場合を高齢者等避難の発令基準としている場合には、切り替わる可能性について気象台に自ら確認することも必要である。

**【チェックポイント】**

- ☞ 巻末資料3「関係機関一覧」を参照の上、助言を求める相手方の一覧を作成すること。
- ☞ 一覧を作成する際は、機関名のみ記載するのではなく、担当者名と可能な限り複数の電話番号を記載し、緊急時に連絡が取れるように備えておくこと。
- ☞ 避難情報の発令に当たり、リアルタイムのデータや専門的知見に基づく助言が必要な場合は、躊躇なく県や指定行政機関等に助言を求めること。

## 9 情報伝達の方法等

避難情報を居住者・施設管理者等に確実に伝達し、迅速・的確な避難行動に結びつけられるよう、避難情報の伝達方法、伝達内容をあらかじめ定め、伝達先について、チェックリストを兼ねた一覧表を作成すること。

### 9.1 避難情報の伝達方法

伝達方法については、避難情報の種類・伝達先ごとに、地域特性等を考慮するとともに、停電や機器・システム等の予期せぬトラブル等を想定し、複数の方法を定めておく。

その際は、防災行政無線、IP告知システム、緊急速報メール、登録制メールやコミュニティFM（自動起動ラジオを使用する場合）等、情報の受け手側の能動的な操作を伴わず、必要な情報が自動的に配信されるPUSH型の伝達手段を活用するとともに、受け手側が能動的に必要な情報を取りに行くPULL型の伝達手段も活用して、伝達手段の多様化・多重化に取り組むこと。

なお、「ホームレスの自立の支援等に関する基本方針」（平成30年7月31日厚生労働省・国土交通省告示第2号）に記載のとおり、洪水等の災害時においては、特にホームレスに被害が及ぶおそれがあることから、河川事務所等と福祉部局等は連絡調整し、配慮して対応することとなっている。

様々な情報伝達手段を確立していても、いざというとき、情報の受け手側がその手段を知らなければ、そもそも情報を受け取ることが出来なかったり、情報が発信されている事実を知るタイミングが遅くなってしまったりすることから、平時より各伝達手段について居住者・施設管理者等に周知すべきである。

避難情報を居住者・施設管理者等に伝達する主な方法は、次のとおりである。整備がまだのもの、改善を要するもの等について、早期の対応に努めること。

- ① TV放送（ケーブルテレビを含む）
- ② ラジオ放送（コミュニティFMを含む）
- ③ 防災行政無線（同報系）（屋外拡声子局、戸別受信機）
- ④ IP告知システム
- ⑤ 緊急速報メール
- ⑥ ツイッター等のSNS（Social Network Service）
- ⑦ 広報車・消防団による広報
- ⑧ 電話・FAX・登録制メール

## ⑨ 消防団・警察・自主防災組織・近隣の居住者等による直接的な声かけ

### 【チェックポイント】

- ☞ 居住者等への伝達方法については、導入や運用に当たり、伝達方法ごとの長所・短所を考慮し、地域ごとに最も適したものを選定するとともに、複数の方法を定めておき、それらを組み合わせることにより、効果的な運用を図ること。
- ☞ 災害時は職員の対応能力を大幅に上回る業務が発生するため、全庁をあげた役割分担の体制を構築するとともに、通信機器等の操作が必要なものについては、操作マニュアルを整備するとともに、操作手順について訓練を行い、職員の習熟を図ること。
- ☞ 平時から各伝達手段について、居住者に周知するとともに、一緒に訓練を実施し、確実に伝達されるか確認すること。

## 9.2 要配慮者利用施設等や要配慮者への情報の伝達

### 9.2.(1) 要配慮者利用施設等への情報の伝達

水防法、土砂災害防止法及び津波防災地域づくりに関する法律では、市町の地域防災計画において、同計画に位置付けられた施設管理者等への洪水予報等の伝達方法を定めることとされており、また、伝達を迅速に行うためには、施設管理者等に対する避難情報の伝達については、市町が一元的に行うことが望ましい。

市町は、要配慮者利用施設等への情報が確実に伝達されるよう、市町内の情報共有の仕組みと情報伝達体制を定めておくとともに施設を整備しておく必要がある。

具体的には、避難情報の伝達であれば、実際に避難情報の発令を担う防災担当部局の情報を、指定河川洪水予報や土砂災害警戒情報等であれば、それを受け取る部局（防災担当部局や土木部局）の情報を基に、施設との関係が深い市町の担当部局（社会福祉施設であれば福祉部局）が行うことが望ましい。

### 9.2.(2) 要配慮者への情報の伝達

要配慮者への情報伝達にあたっては、それぞれの特性に応じた、多様な伝達手段や方法を活用し、確実に情報を周知できる体制と環境を整える必要がある。

伝達方法の例は次のとおり。

#### ① 聴覚障害者

FAXによる災害情報配信、聴覚障害者用情報受信装置、戸別受信機（表示板付き）、プラカード、津波フラッグ（津波に限る）による視覚的な情報伝達、個別訪問

#### ② 視覚障害者

受信メールを読み上げる携帯電話、戸別受信機、放送や拡声器等を使用した呼びかけ、個別訪問

#### ③ 肢体不自由者

フリーハンド用機器を備えた携帯電話

④ その他

字幕放送・解説放送・手話放送、メーリングリスト等による送信

SNS等のインターネットを通じた情報提供

やさしい日本語による情報提供

多言語による情報提供（多言語で情報発信するアプリケーション（Safety Tips等）の活用や防災情報のホームページ多言語化等）

その上で、その利用を市町内の外国人に周知することが望ましい。

### 9.3 県・関係機関への伝達

#### 9.3.(1) 県

避難情報を発令したときは、災害対策基本法の規定に基づき、速やかに県に報告すること。

#### 9.3.(2) 関係機関

国土交通省の河川事務所、気象台、消防、警察等の関係機関に対しても、必要に応じて、情報伝達を行う体制を確立しておくこと。

### 9.4 避難情報等の伝達

伝達文は、短時間に理解ができて、避難行動の内容が的確に伝わるものとなるよう留意すること。避難情報を発令する際には、警戒レベルを積極的に用い、それに対応したとるべき避難行動がわかるようにすること。

(※巻末資料2「伝達文例」を参照。)

また、必要となる伝達内容の例は、次のとおり。

- ・ 発令者
- ・ 発令日時
- ・ 対象地域及び対象者
- ・ 発令内容（高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の別）
- ・ 警戒レベル
- ・ 避難の時期（避難行動の開始と完了させるべき時期）
- ・ 指定緊急避難場所
- ・ 避難経路
- ・ 避難すべき理由
- ・ 危険の度合い

（「堤防から大量の漏水がある」「1時間後に道路が冠水するおそれがある」等、河川や堤防の被害状況や予想される状況等について、必要に応じて、取り入れること。）

- ・ 警戒レベルに応じた居住者等のとるべき行動や注意事項
- ・ 担当者・連絡先（※関係機関等へ伝達する場合）



### 【チェックポイント】

- ☞ 伝達文例を作成していない場合は、巻末資料2「伝達文例」を参照し、文例を作成すること。
- ☞ 伝達文例を既に作成している場合は、より効果的なものになるよう、必要に応じて、見直しを行うこと。
- ☞ 将来的には、伝達方法ごとに適した伝達文例を備えるよう取り組むこと。

## 9.5 平時からの情報提供

市町は、居住者等が過去の被災実績に捉われず、これまでにない災害リスクにも自ら対応できるよう、平時から災害リスクのある全ての区域等であらゆる世代を対象に、継続的に防災教育、避難訓練等を実施し、「自らの命は自らが守る」意識の徹底、災害リスク情報や、災害時に居住者等がとるべき避難行動、避難情報の発令単位となる災害リスクのある区域等の地区名について、その考え方も含めて説明を徹底すべきである。

避難行動に関しては、警戒レベル4避難指示等が発令されても正常性バイアス等により住民が避難行動をとるタイミングを逸することがあることから、例えば、適切な避難が住民自身の命を守ることに加え、救助活動人員の逼迫や救助活動中の二次災害等の救助活動の負担の軽減にもつながることを合わせて伝える等、住民の主体的な避難行動を導くコミュニケーションを図るよう努め、平時における避難に関する普及啓発において住民の視点に立った工夫をすることが重要である。

また、避難情報が発令された段階で立退き避難や屋内安全確保といったとるべき避難行動をあらかじめ考えておくことや、避難し遅れた場合の緊急安全確保についても合わせて周知するとともに、居住者等が最終的に避難行動を判断しなければならないということを確実に伝えるべきである。

市町は、居住者等が避難行動を判断する際に参考となる各種の警戒レベル相当情報等を入手しやすくするための環境整備を進めるとともに、居住者等に対して、情報の入手手段や活用方法等について平時から周知しておくべきである。

## 9.6 学校における防災教育・避難訓練

災害リスクのある小学校や中学校等において、防災教育・避難訓練を通じて、子供に対して「自らの命は自らが守る」意識の徹底や災害リスク、とるべき行動について、理解が促進されるよう支援に努める必要がある。

## 9.7 居住者・施設管理者等が避難行動をあらかじめ認識するための取組

避難情報が発令された場合、居住者等が短時間のうちに適切な避難行動をとるためには、自分の身は自分で守るという意識の下、居住者等が、想定される災害ごとにどう行動すればよいか、立退き避難の場合はどこに行けばよいか、どのような情報に着目すればよいか等をあらかじめ認識し、居住者等が主体的に具体的な避難に関する計画を検討しておくことや、地域で地区防災計画を作成しておくこと、避難

訓練により避難場所・避難経路を確認しておくことなどが必要である。

地域における自助・共助の取組が適切かつ継続的に実施されるようにするため、地域に精通した水害、土砂災害、防災気象情報等の専門家を必要に応じて活用し、防災の基本的な知見を兼ね備えた地域防災リーダーの育成が必要である。

施設管理者等においては、利用者の避難誘導等を適切に実施する必要があることから、災害ごとに利用者がとるべき避難行動、避難先、避難に際して着目すべき情報等をあらかじめ認識し、平時から具体的な災害計画を策定し、訓練を実施しておく必要がある。

特に、要配慮者利用施設等については、施設管理者等に対し、災害計画を作成するにあたり、自然災害からの避難も対象となっており、必ずそれを盛り込んだ計画としなければいけないことを、平時から周知する必要がある。

居住者・施設管理者等が、災害のおそれがある場合に適時的確な避難行動が判断できるよう、避難行動に対する居住者・施設管理者等の認識を徹底するための取組が、今後、ますます重要なものとなる。

#### **【チェックポイント】**

☞ 災害種別ごとのハザードマップの作成や訓練の実施等、既に対応しているものについては、継続して取り組むとともに、効果的な取組みの積極的な導入に努め、避難行動に対する居住者・施設管理者等の意識の徹底を図ること。

## **10 要配慮者等の避難**

### **10.1 要配慮者利用施設等における避難計画に基づく避難の実効性の確保**

要配慮者利用施設は、その設置目的を踏まえた施設毎の規定（介護保険法等）や、災害に対応するための災害毎の規定（水防法、土砂災害防止法、津波防災地域づくりに関する法律等）により、施設利用者の避難計画を作成することとされている。その実効性を確保するため、地方公共団体は施設開設時及び定期的な指導監査において、避難計画等への洪水や土砂災害等の対策の記載、訓練の実施状況、緊急度合に応じた複数の避難先の確保状況等について、確認すべきである。

確認に当たっては、普段から施設との関わりがある指導監査部局や担当部局（社会福祉施設であれば福祉部局）と、防災分野の専門知識を持つ防災担当部局や、水害・土砂災害等の専門知識をもつ土木部局が連携して実施することが望ましい。なお、県が指導監査等を実施する要配慮者利用施設については、避難情報の発令を担う市町の防災担当部局と、要配慮者利用施設への避難情報の伝達を担う施設との関係が深い市町の担当部局（社会福祉施設であれば福祉部局）と連携して実施することが望ましい。

## 10.2 在宅の要配慮者の避難の実効性の確保

在宅の避難行動要支援者については、避難行動支援の実効性を高めるため、災対法で作成が義務付けられている避難行動要支援者名簿を活用することが望ましい。また、名簿を活用した避難支援等を有効に機能させるために、平時から、社会福祉協議会が取り組んでいる地域の支え合いのネットワークなど地域の福祉活動と連携する等、様々な取組が可能である。

また、避難支援等に当たっては、誰がどのような手段で支援するのかといったことを明確にするとともに、支援する側とされる側の人数のバランスを考慮しつつ、地域全体で実現性のある支援態勢を構築すべきである。具体的には、災害時には令和3年の災対法改正で作成が努力義務化された個別避難計画や、地域が主体的に計画する地区防災計画等に基づき、自治会や自主防災組織、消防団、福祉関係者等が避難行動要支援者の避難支援をするとともに、平時には個別避難計画の作成や、地区防災計画の策定促進、地域全体での訓練実施等を行うべきである。

要配慮者利用施設への通所者が家族と避難するか、施設で避難するか等については、本人・家族・施設の状況、自宅と施設の危険度の違い、避難のしやすさ等に応じて決まってくることから、これらを勘案して、基本的な対応を事前に決めておくことが望ましい。